

平成29年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成29年6月15日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|--------|-------------|
| No. 1 | 13番 | 佐藤富男君 | (P 11～P 32) |
| No. 2 | 7番 | 藤田節夫君 | (P 33～P 51) |
| No. 3 | 6番 | 南館かつえ君 | (P 52～P 59) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君 2番 高橋廣志君 3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君 5番 欠 員 6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君 8番 金田裕二君 9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君 11番 上田秀人君 12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君 14番 大石雪雄君 15番 真船正晃君
16番 白岩征治君

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放 射 能 对 策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参 事 兼 建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

人事異動に伴う執行部説明員の着席表及び行政機構図をあらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、一般質問を始める前に議長より申し上げます。質問並びに答弁につきましては、議会運営確認事項に基づき、質問、答弁に食い違いを生じぬようよく整理し、説明員は冗長で要領を得ないような答弁とならぬよう簡潔明瞭に努めて、語尾ははっきりと言うようお願いいたします。

それでは、通告第1、13番佐藤富男君の一般質問を許します。13番佐藤富男君。

◇13番 佐藤富男君

1. 少子化対策と保育園運営について
2. 再生エネルギー政策の推進か自然環境保護政策か
3. 歴史民俗資料館の建物整備と資料の保全について

○13番（佐藤富男君） 13番でございますが、通告順に従って一般質問を行いたいところなんです、議長においてちょっとご了解を得たいことがございます。というのは、一般質問の順序、1番目、少子化対策と保育園運営についてということについては変わりございませんが、再生エネルギー政策の推進か自然環境保護政策かというものを3番目に持ってきていただいて、2番目に歴史民俗資料館の建物整備と資料の保全についてというふうに順序を変えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（白岩征治君） はい、了解いたしました。

○13番（佐藤富男君） はい、ありがとうございました。

それでは、一般質問を行います。

まず、少子化対策と保育園運営についてでございますが、少子化の流れはまさに急激に日本全国津々浦々大変な状況を醸しております。そして、100年後の日本には、今1億数千万人、人口おりますが、これがたったの3,000万人になってしまうというような想定された報道がされております。そしてまた、我が西郷村の人口も、現在2万人を超えたということで喜んでおりますが、2060年、約40年後にはこの

西郷村の人口も1万6,540人になって、約4,000人近く減ってしまうということをご想定されているようでございます。

これらの原因というのは、やはり若い方々が安心して子どもを産めない、そして子どもたちを育てることができない、そういう環境が私は一番ではないかと思っております。そしてまた、この原因というのは日本の国の政策、そしてまた、その法律にのっとって運営されているさまざまな子育て支援とか、そのような政策だと思います。また、それ以上に、国の法律を逸脱した保育所の運営とか子育て支援について各市町村が行うということすらも、これも現実的に予算も含めて国は認めておりませんので、本当に金太郎あめのように非常に厳しい状況が日本全国で起きていると思っております。

そういう中で、この我が西郷村の子どもたちが、これから安心して西郷村で生まれてよかったという、いわゆる気持ちで育っていく環境、そしてまた、子どもたちを産んだお父さん、お母さん方が、本当に西郷村で子どもを産んでよかったねと、そして住んでよかったねと言われるような、そのような村づくり、これこそを私は今一番早急に取り組むべき問題だと思っております。

そういう中で、村は村として国や県のいわゆる子育て支援、また保育園運営についてももろもろの法律、要綱がありますが、そういったものにとらわれなくて、ある意味、法律の運用をうまく立ち回りながらも、そしてまた村単として村の単独事業としてもそのような、お父さん、お母さん方が安心して西郷村で子どもたちを産めるような環境づくりをしていくべきだと私は思っております。

そういう中で、現在、西郷村が取り組んでおる子育て支援について、そしてまた待機児童のことについて、また、これからの子どもたちの環境づくり、そういったものについて、今現在どのような取り組みがなされ、どのような計画を持っておられるのかについてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君の答弁を許します。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 13番佐藤富男議員の一般質問にお答えいたします。

おただしのように、この少子化の問題は先進諸国、わけても日本、おただしのおりゆゆしき一大事だという認識が今広まっております。知っている人は知っているということですが、巷間なかなかこの問題がということですが、このごろはとみにその部分が出てきたと。どういうふうに言われているかといいますと、静かなる有事だと、今は北朝鮮とか、そういう問題が有事に想定されておりますが、この少子化こそがいれば言の葉には上りづらい、しかしながら、喫緊の大問題だという認識が今広まっているところでございます。

この西郷村の計画、総合計画の中においても、あるいは地方創生の計画においても、おただしの数字が示されました。まことに驚くべき数字でありまして、さて、どのようにやっていくかということを考えてときに、子どもたちに対する対応、これを間違えば大変なことになるということは全く同じ認識でございます。

現在、西郷村の合計特殊出生率、国勢調査2015年にありましたが、1.6人、

国は1.8人と言っていますが、これでも静止人口にはいきません。2.04あたりでなければ静止人口にならない。わけでも、去年は既に子どもの出生数100万人を切ったと。団塊の世代は一番多いときは260万人程度ありましたですね。そういうことを考えますと、今後の社会において大きな転換期に入ったというゆえんであります。

なぜかという、社会の構造、いろいろ年金とかそういった仕組みが崩れていく、やはり担保すべき納入者が減っていった、それを受け取る側のほうが大きくなるということが今の少子化において予測できるわけでありまして。よって、この問題についてはやはり国家として臨むべきだと。

前々からこの議会においてもお話が出ておりました、私はやはり北欧型といったようにいくのではないかと、進めるべきだと。理想とするところは、フランスが既に二十数年前からやってここまで来たということでありまして、そういったことをやっていくという前提は、やはり子どもがうまく言われましたように生まれ落ちて、そして、いい教育を受けて、いい人生がとったときの社会の仕組みこそ問われるべきだというふうに思っているところでございます。

1つは、子育てがいくように、ご指摘のように親の仕事もありますね。雇用といった問題、雇用の中身の問題です。それから共稼ぎの時代が来る、あるいは女性の社会進出が進んでいく、そういう中において、子育てといった問題の対応ですね。今回児童館の質問があったり、あるいは保育所が今つくられつつあるといった問題もありますが、わけでもやはり社会の環境、欧米あるいは北欧、フランスでは育児休暇の問題ですね、イクボスとかいろいろ出ていますが、やっぱり社会の制度としてこれをうまく動かすといったことが必要だというふうに思っているところでございます。

現在どのような、言われましたように国・県、国が多分そういう方向に行くと私は思っておりますが、なかなか追いついてきてはおりません。よって、保育料も国よりは先に進んだといえますか、そういったこと、あるいは保育料の問題、あるいは給食費の問題といったことを先行してやっているつもりであります。そして、それは国が追いついてくる。今回のアベノミクスの中においての改定の問題は、少子・高齢化を取り上げるというふうに言っております。問題は財源であります。

そういったことも含めて方向性は出ているわけでありまして、おただしのように取り組みについて具体的にというふうにおただしがありましたので、以下、課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 現在、西郷村が取り組んでおります少子化及び待機児童のための事業ということでございますが、現在西郷村で行っております事業としましては、子育て世帯の負担軽減のため学校給食費、保育料あるいは幼稚園の保育料の一部無料化といったものを拡大していたり、また、待機児童対策事業のために保育園を建設をしたり、また、屋内遊び場等の確保ということでキッズランドの運営等を行っているところでございます。

その他幾つかございますが、先ほども村長のほうからもお話がありました、少子

化対策事業というかなり全般にわたる大きなテーマでございまして、私どものほうの課としては少子化対策についての事例ということでお答えをさせていただきました。以上でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の再質問を許します。

○13番（佐藤富男君） 今、村長のほうから大枠のお話、また、課長から現在の村の取り組みについてお話を受けました。

今、村長のほうからも北欧のほうのいろいろそういった子育て支援にかわってくるんじゃないかというようなお話もありましたが、本当に、ちなみにスウェーデンなんかでは子どもの1人当たりの児童手当が月額1万1,000円、16歳まで給付されるとか、それから高校、大学も授業料は無料だと、それから妊娠、出産にかかわる費用は無料、子どもの医療もほとんど自治体で、歯科も含めて無料で行っていると。西郷村の場合も本当に今、医療費の無料化ということで、そういう部分では非常に恵まれてはいると思います。

そしてまた、フランスの場合でも、いわゆるそのほかにも乳幼児手当として妊娠5か月から生後3歳まで子ども1人当たり2万3,000円月々支給されるとか、家族手当についても子どもが2人で約1万6,000円月々支給され、また、1人増えるごとに2万円が月々追加加算されて支給されるということになっております。そしてまた、そのほかにも学費、教育費も無料と、ただ同然であるというような、そういったことでありますし、幼稚園ですらも、いわゆる義務教育と同様に無料になっているという、非常に子育て環境がすばらしい状況になっておるわけでございます。

しかし、これらを村単独でやるとなると非常に難しいとは確かに思います。思いますが、やはり私は1つの自治体として、西郷村に住んでよかったという、思われる子どもたち、お母さん方の言葉が聞けるのが私は行政の仕事だと思います。そうすると、どこに住んでも同じならば、西郷村に生まれてよかった、住んでよかったと言わない。なぜ西郷村に生まれてよかった、住んでよかったかという、ほかの市町村にはない、いわゆる子育て環境がいいとか、本当に安心して子どもを産める環境があるのが西郷村だということがあるからだと思うんですね。これは、村独自の政策としてやっていかなきゃならない、そういうものだと思っております。

結局、私は子どもを増やす環境を整えること、これがやはり一番私は大事だと思います。そして、今、村が本当にやらなければならない政策は何なのか、抜本的に一度見直してみることも私は必要ではないかなと思います。

この問題についてここで議論しても、時間的な制約がありますから長くできませんが、私はここでひとつ村側にお願いというか、相談なんですけど、今、子どもたちが保育所に入りたと言ったときに、待機児童云々もありますが、実際に保育所に入ってきたと、入って入園したんだけど、例えばの話ですよ、例えば若いお母さん、お父さんが西郷村に移ってきて、子どもを安心して産んだと、西郷村はすごく子育てしやすい環境だからと移ってきたんだということのお母さん、お父さんが、子どもを産んで保育所に入れたと。そして、頑張ってきて、そしてお父さん、お母さんも働きな

がら、一生懸命子育てしながらやってきたと。

そして、第2子を産んだと、妊娠して産むと、子どもできてよかったねと村ももろ手を挙げて喜ぶと思うんですね、少子化対策ですから。そうすると、ここでブレーキがかかるんですね、ブレーキがかかるんです、子育て支援に。いわゆる子どもが、第2子ができた場合はお母さんが家にいるんだから、今入っている子どもは保育所には通わせませんよという法律があるんですね、細則があるんですね。子どもを産めないんですよ。第1子が保育所に行っているのに、第2子が生まれたために、第1子が保育所を退園させられると、これが一つの私は非常に矛盾しているなど。これで本当に子育て支援なの、こんなもの、私は国が言おうと県が言おうと撤廃すべきだと私は思うんです。また、それを救済しなきゃならない。

じゃ、どのように救済するか、これが問題点。村は、国の政策、施策に逆らうことができないし、これを逸脱した行政運営をすれば、これはできないですね。ここで私は知恵を絞る必要があると思うんです。そういう中で私は、ここで思ったんですが、認定こども園という制度がありますね。認定こども園という制度、この制度の中に、保育所型認定こども園というのがあるんですね。これは、認可保育所が保育にかける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプだとうたっているんですね。ですから、幼稚園と保育所とドッキングしたような、そしてまた、第2子が生まれたから出ていけじゃなくて、そこで入ってられる。

だって、子どもにとって、第1子にとって、何でお父さん、お母さん、僕明日から保育所へ行けないの、誰々ちゃんと明日遊ぶ約束したんだよと言われたときに、いや、これはもう国の法律、県の指導だからだめだと。そして、お父さん、お母さんも本当に子どもたちのことを思えば戸惑ってしまう。こんな政策でいたら、安心して子どもを産めるわけないし、少子化なんかなくなるんですよ。

ですから、ここで法律を破ってこうしろと私は申しませんけれども、法律そして条例というのは、運用の方法、またはその考え方によってはいろんな方法がとれると思うし、その方法論を見つけて、極力お父さん、お母さんが家にも子どもを保育所に入れられる、そして幼稚園に入れられる、そして安心して村で子どもを産めるという環境づくりを私はやる必要があると思うんです。ですから、このことについて、今ここでどういうふうに対策しろということは無理があると思います。

だから、私も文教厚生常任委員会の委員として、文教厚生常任委員会の中でどのような方策がとれるか、これから委員長にも言って、このための委員会を設けていただいてやっていきます。しかし、村側は私たち以上にこの問題に真剣に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしごもっともだと思っています。北欧の話をされましたが、やはり一番着目するところはこの、原点がちょっと違うわけですね。しかし、北欧は要するにアーミー、軍隊をつくるための税金を上げて、そのための産業が勃興して

きた。そして、ということに前提はそのためにお金を払うと、税金55%以上です。それがあって、今、揺りかごから墓場までという繁栄を見ている、それがモデルになるということです。

どうしたか、やっぱり子どもを本当に大事に育てて納税者を獲得する、これが最高の目標であります、北欧は。なぜかというところですが、日本も同じ流れがあります、今、事ここに至って、おただしのようにやっぱりお母さんがいるから入れないといったことがどういうことなんだといいますと、やはり今の児童福祉あるいは保育の問題については、市町村長はやはり保育にかける児童は保育所に入れて保育をしなければならない、こういう法律です。問題は、今の部分は保育にかけるという認定ですね。認定が今のところはお母さんがいる場合はということになりますが、だんだんこれが今言われたように普遍されて、本当に女性の社会進出あるいは子育てにおけるいろいろの教育とか、そういったものが手厚くなってくれば、当然今の話は出てくる話であります。

今のところ、保育にかけるということがお母さんがどうして子どもを見るかという限界論であります。なるべく母親の要望、あるいは社会的にそれが見て必要であるといった場合は、今言われたようにこの規定は緩くしなければならないというふうに思っております。今の法律上、法律というか保育にかける判定上があって、それで国の財源が市町村に来ると、いろんな制約があってやっているわけであります。それを越えること、イコール今の部分が達成できる可能性があるということになってきますので、今後の推移において今の議論が出てくること必定と思っておりますので、我々もよく考えて、今言われたように研究していただきたいというお話ごもっともでございますので、よく検討してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今回、私たちに配付されました、人と自然が輝き 笑顔を未来へつなぐという、いわゆる西郷村第四次総合振興計画、これは平成29年から平成38年までの計画書が渡されました。この中にも、56ページに、全ての子どもが質の高い教育、そして保育を受けることができ、一人一人の成長、そして発達に応じた子どもの育ちを支える村を目指しますとなっているんですね。そしてまた、現状と課題という中でも、少子化の要因として子育てに係る精神的、経済的負担の増大が挙げられているので、こういった負担感の軽減を図っていくことが必要だと書いてあるんですね。

じゃ、具体的にそれをどうするんですかということなんです。恐らくこれはまだ村のほうとしても具体的にどうするという結論は出ていないと思います。しかし、これを早急に取り組まないと、今言ったように日本の国の人口が3,000万人になって、村の人口が40年後には1万6,000人になってしまう。そうなれば、当然今度財政的にも運営上も難しくなってくる、全て問題が出てきます。ですから、一番は西郷村に生まれてよかったと、そしてまた西郷村に移ってきてよかったね、西郷村で住んでよかったね、西郷村なら安心して子どもを産めるね、そういう村をぜひ私は目指す

ために、ない知恵を絞りながら、お互いに執行部と議会が両輪となって頑張っているという思い、私も頑張っていきたいと思っておりますので、この件についてはよろしくお願い申し上げます、これは一般質問を終わります。

では、次の2番目の一般質問にまいります。

歴史民俗資料館の建物整備と資料の保全についてでございます。

歴史民俗資料館の建物や建物周辺の構築物、土塁とかいろいろな石垣とかあるんですが、また大きな松の木もあります、すばらしい松の木もあります——などは貴重な歴史的建造物であると考えております。また、内部にある資料も貴重なものが多数保存されていると思っておりますが、もっともっと資料館を村民また子どもたちに公開をして、そして西郷村の歴史を広く提供すべきと考えております。そして、建物と資料の保存を分離しながら、積極的に西郷村の歴史資料館の活用と観光物としての利用も図っていくべきと考えます。

この歴史資料館は、もともとは昭和10年、軍馬補充部白河支部事務所として建設されたものであります。そして、昭和天皇も皇太子のときの大正5年、1916年7月12日に訪れておまして、資料館の入り口左手には今なお手植えの松が残っているという非常に貴重な歴史的資産が残っております。そして、この施設についても、平成4年、1992年に村の歴史的民俗的資料、また軍馬補充部関連の資料の収集、保存、研究、活用を目的として開館をされました。そして今に至っているわけであり、この西郷村に数少ない歴史的建造物を守りながら、村の観光資源、そして住民の交流の場として活用できないかをお伺いしたいわけでございます。

といいますのも、先日、文教厚生常任委員会でその民俗資料館を外部、内部全て細かく見せていただきました。まさにすばらしい歴史的建造物であります。そしてまた、その隣には村の都市公園敷地のいわゆる公園がありまして、これが一体化すればすばらしい村の1つの観光資源、または村民の憩いの交流の場となることも考えられます。そういう意味で、この歴史資料館の建物保存は保存として考え、そして、中にある資料は資料として、できれば都市公園の敷地がかなりあきがありますから、あそこに資料館としてそれを展示し、そして今の建物、民俗資料館そのもの、軍馬補充部建物は時の、当時の大正時代の建物に復元をしながら、整備をして、そしてそれを開示しながら村の歴史を外部に発信して観光資源として生かすことができるんじゃないのかなと思います。

そしてまた、そうしながら、あの歴史的建物は窓枠にしても何にしてもすばらしい風情があり、落ち着きがあり、そしてまた隣、周辺にはすばらしい池や松、すばらしい環境になっております。これらを整備することによって、もしも今、文化センターで行われている美術展とか書道展とかお茶会とか、それをあの場所でやってもすごくすばらしいんじゃないのと思いました。そしてまた、一般のスポーツ関係者、文化関係者、村民が、あの部屋というのは資料館には5つも6つも部屋がありました。大きな部屋もあります。その部屋を、できれば村民に使っていただいても私はいいと思います。そして、観光と村のいわゆる文化の発信基地として、私は建物も利用できない

のかなというふうに考えております。

ですから、これをこのまま放置しておくことによって、今これから朽ちてしまいます。できれば環境整備、庭もきれいにし、そして松、そしてまた植木なども整備しながら、これは恐らく私は思うんですよ、恐らく老人会にしてもシルバーさんにしても、村の歴史的遺産を何とか年間に1日か2日協力してくれないかと、整備、そして私は喜んでやってくれるんじゃないかと思うんです。そういう方々にもお願いをして、村と村民と協働の中であの歴史的建造物を保存し、そして、みんなであの建物を利用しながら、そして村内外から村に観光客を呼ぶ、そして裏の都市公園でゆっくりして遊んでもらう、そういうことも必要かなと。

そして、子どもたちが学校教育現場として、また、教室じゃなくて、あの歴史資料館の中に子どもたちを呼んで、その中でまた勉強を、道徳教育とか昔の歴史を勉強させる、そして、そうやってまた村の歴史を知ってもらう、こういったことが本当に私は必要ではないのかなと思うんです。ただ今のまま放置しておけば朽ちるだけ、何もならない、もっともっと私は建物をみんなで考えて、よりよいものにしていく必要があると思いますので、この辺について村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 13番佐藤富男議員の一般質問にお答えいたします。

今、村長ということでしたが、教育委員会管轄ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員のお話にあったように、あの歴史民俗資料館は昭和10年に建てられた軍馬補充部白河支部事務所として利用して、平成4年からおっしゃったとおり開館しております。当初は、管理人を常駐させて見学者などの対応をしておりましたが、平成14年度からは管理人を置かずに、平成24年度まで資料館近くの方に施錠、解錠の管理をお願いし、来館者の対応をお願いしておりましたが、平成25年度以降は生涯学習課に問い合わせさせていただいて、職員が対応するという形で現在に至っております。

この間、平成17年度には資料館にある資料の台帳を作成しておりまして、約1,300点の台帳を作成しております。来館者なんですが、平成28年度には197名、そのうちの8割は村の小学校の3年生が郷土学習といいますが、社会科等の授業で見学するということが主であります。

そういう中で、広報にしごうで取り上げていただきましたように、ことしは軍馬補充部白河支部設置から120年に当たります。昨年度、同じ軍馬補充部支部で厩舎ですが、その建物が残っている岩手県の金ケ崎町に文化財保護委員の皆さんが視察に行っており、今年度、金ケ崎町の方々も視察においでになりました。金ケ崎町では、4棟厩舎が残っているんですが、そのうちの2つを復元して軍馬の郷六原資料館として開館し、保存会の方が指定管理を受けて運営していると聞いております。

当西郷村でも、この金ケ崎町で行っているような保存やその活用方法などを見習っていくべき点がたくさんあり、今、議員のお話にもあったようないろいろな利活用に

についても考えていくということで、大変参考になる事例だと思っております。

この金ケ崎町では、ほかに役場近くに金ケ崎要害歴史観という資料館もありまして、こちらが主に町全体の歴史などを展示している、いわゆる資料館となっているようです。

本村でも、今のお話にあったとおり、現在資料館となっている軍馬補充部白河支部事務所の建物は、この軍馬補充部の歴史を伝える場として活用し、村の歴史や文化を伝える場として切り離すといえますか、今後、役場周辺の平成28年度に策定されました拠点づくりプロジェクトの中で総合庁舎等の今計画等もありますが、そうなった場合には今現在教育委員会等が入っております文化センターのほうに空きスペースもできたりすることも考えられます。そういういろいろな場所等を工夫しながら、今現在保管している全ての資料というわけにはいきませんが、いろいろな企画などを立てながら展示スペースを設けるなどして、村民の皆様はじめ、村を訪れた皆様に広く見ていただけるような、保存している資料を見ていただけるような方法がないかということで今考えておるところでございます。

また、ごらんいただいたとおり、まだまだ資料も整理もなされておられませんので、今後、以前、佐藤富男議員からお話があったと思えますけれども、資料のデジタル化ですか、その保存ということについても今後、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略の中で歴史・文化デジタルアーカイブによる村の歴史文化の情報発信というようなことを盛り込んでおりますので、そういう意味で今後進めてまいりたいと思っております。

また、今いろいろご指摘のありました軍馬補充部の周辺の石垣や土塁、馬魂碑、さらには村内各所にある牧場を区画するための土塁の跡ですね、そういうものを含めて、県や国の上位指定も視野に入れながら、その基礎となる調査を今後進めていく計画を持っております。なかなか周辺の公園と一体化した整備ということにつきましては、今のところ具体的な案はありませんけれども、今後いろいろな角度から検討をしてみたい、保存に関してもいろいろな研究を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 今の歴史民俗資料館の裏手にある都市公園の敷地、あれは当初、私が議長時代に、あそこには村の図書館、さまざまな村民の交流の場も含めたすばらしい約15億円の予算も防衛庁からついて、あそこにはできるわけだったんですね。そのときに、いろいろ菊地村長も頑張って、私も頑張りましたけれども、できるわけで予算もついた、防衛庁決まった、しかしいろいろあってあれが頓挫してしまったというような状況。しかしながら、あの敷地だけは何か私は整備されたのが不思議なんです、本来そういった都市空間をつくらないのであれば、今後の維持管理も含めてあの公園は本当に必要なのかと考えたときには疑問を持っておりました。

そういう意味では、あそこまで立派につくったんだけど、今、維持管理費、当然かかりますね、あれだけの公園ですから。同じ維持管理費がかかるのであれば、ま

たすばらしい都市公園の敷地の中の工作物があります、池もあります、流れもあります。そういった民俗資料館の池、大きな池も含めて一体化して1つの大きな村民の交流の場にできないかということは私は非常に大事な問題じゃないかなということが1つ。

それと、歴史民俗資料館の中に入ると、残念ながらカーテンが全部閉め切っているんですね。恐らく子どもたちも、恐らく村民も、あのカーテンをあけたロケーションというのは誰も見ていないと思うんです。私はあのときに、昨日ですか、13日に現場に行ってカーテンをあけて見てみましたけれども、あの窓のいわゆる昭和時代の本当に洋風なすばらしい、上げ下げのすばらしい風情のある窓、そしてまた、その窓から見える大きな庭木のロケーション、そしてまた大きな池、あそこに水を張って、そして、そこに手入れしたらすばらしいロケーションになって、こんなところで仕事、事務というか、会議をやったり何かしたらすばらしいだろうなと思うような、そういう考えも持ったわけです。

ですから、それをやれということではなくて、そういうこともこれから視野に入れながら、何が一番最善か、どうすることが一番最善かという、いわゆる歴史民俗資料館の今後の管理の仕方、運営の仕方、運用の仕方を、また子どもたちのためにもやはり私は真剣に考えていくべきではないかなと思っております。

そしてまた、村民の方々もあそこを交流の場として使えれば、何も文化センターに来て狭いところでやらなくても、あそこには部屋が5つも6つもありますから、大きさもいろいろですね、その部屋をまた村民が利用できるのであれば、いろんな会合とか何かにも利用して、村民のためにもなるんじゃないのというような感じを受けております。

何よりも私が一番危惧するのは、西郷村の文化財、例えば谷地中の笠松ですか、松が枯れてしまった、村が枯らしてしまったと、そしてまた、今の米村にあります谷地中にあります戊辰桜、あれも前々から何とか手入れ、村のほうに何とか保護してくれないかというふうな、いろなん話もあったんですが、結果としてもう枯らしてしまったと。いわゆる、戊辰戦争のときのすばらしい逸話の残った桜そのものももう枯れてしまう。村として、本当に文化財に対してどういう感覚を持っているのか、まだまだ西郷村にはそういった保護しなきゃならない、そしてまた村民に知っていただきたい貴重な文化財ってたくさんあると思うんですね。そういう文化財を、やはりもっともときちんと精査をして、そして保存すべきものは保存し、お金がかかったとしても、これは伝統、文化、村の文化ですからこれを残すという積極的な姿勢をつくっていただいて、そして、それを村民の皆様知っていただく、そして村を愛する一つの大きな要因になりますから、そういった方向に行っていただきたいし、できれば教育長、今お話しされましたけれども、歴史民俗資料館、議会と一緒に運用について考えていきませんか。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 歴史民俗資料館建物自体も大変貴重なものだとということで認識

しておりますので、その保存の仕方、または今いろいろなお話がありました村にある文化財の保護、それから広報、そういうことにつきましては今後も、本当にみんなで知恵を出し合わないといけない部分もございますので、そういうことでともにいろいろなお考えを伺いながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 人によって考えはもろもろ、さまざまですし、また、行政運営するときに何を最優先するか、何を重要視するか、いろいろな執行者の考えがあると思います。しかし、子育ても大事、介護、高齢者対策も大事、しかし、村の文化遺産を残すということは、それもまた私は非常に大事だと思うんです。そういう意味のやはり積極的な姿勢がどうも感じられないんです、私。ですから、教育長一人でわかりましたということも、村長の手前、執行者の要するに予算付けする村長の同意をもらわないといけないと思うんですが、教育長として、鈴木且雪教育長としてこの文化遺産を残すということについてのその姿勢、考え方、ちょっともう一回ご答弁願いたいなと思います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今お話ありましたが、文化財につきましての重要性等は十分に認識しております。本当に担当課だけでなかなかできない部分もありますし、お話のあった樹木に関しては今現在も樹医さんにずっと見ていただきまして、1年に1回報告をいただいております。できることをいろいろ探しながら、本当に貴重な文化財は一度なくなってしまうともう二度と戻ってきませんので、今お話のあったとおり、いろいろな方といろいろなアイデアをいただいたり、ご相談をしながら真剣に進めてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 私というか文教厚生常任委員会も13日に、つぶさに時間をかけて歴史民俗資料館内部、外部、そうした建物のきめ細かな、いわゆる駆逐された、壊れてしまったというような部分を含めて見てまいりました。そしてまた、都市公園へ行って、そういった都市公園の現状もよく見てきました。これから、我々議会としてというよりも、文教厚生常任委員会としてはこの歴史民俗資料館のそういった運用、保護についてもこれから何度も勉強会をやりながら考えていきたい、そして、村民の方々のご意見も議会議員としてお伺いをして、村民の声を反映しながら、そういった歴史民俗資料館についての保護について考えていきたいと思います。そういうことで、教育長にもご出席願うときもあると思いますから、その際にもよろしく願いしたいと思います。

以上で2番目の一般質問は終わらせていただきます。

それでは、3番目の質問でございますが、再生エネルギー政策の推進か自然環境保護政策かということでございます。

今、国や福島県が誘導して、西郷村内には本当に乱立ぎみに推進されている再生エ

エネルギー推進事業、いわゆるメガソーラーが本当に村全体の村土を覆ってしまっているという、非常に極めて村の振興計画に大きな影響を及ぼす状況になってきていると思っております。そして、このことが、今、今日も子どもたちが傍聴に来ておられますが、この子どもたちがこれから成人をしたころに西郷村の村土がどのようなようになっているんだということが一番私は危惧されるわけでありまして。どこに行ってもびかびかきらきらのメガソーラーだらけ、そして自然環境が破壊され、そして心の落ち着きもなくなる、そういった村のキャッチフレーズである、さわやか高原公園都市「にしごう」が失われてしまうんじゃないのかということをお私が一番危惧しているわけでありまして。

そういう中で、このメガソーラーというもの、これについて私もいろいろ勉強してまいりましたが、このメガソーラーというのは、いわゆるメガソーラー発電というのは発電出力が1メガワット、1,000キロワットを超える大規模な太陽光発電所の総称としてメガソーラーと呼んでいるということだそうでございます。そのために、メガソーラーは数万枚の太陽電池モジュールを配置して、一般家庭になおすと約数百軒分の消費電力を生産するというふうに言われております。

これが1メガワットならまだしも、これがもう現在稼働しているのも、もうかなり大きな何十メガということになってくるんだと思うんですが、これから私が一番心配するのはやはり台上地区のメガソーラー、プラス鶴生段ノ原のほうについてのメガソーラーの計画もちょっと耳にしております。そして今現在は、羽太のもとのPGFカントリークラブ、あそこは山の中に囲まれているので村民に目に触れないからまだ少しはいいとしても、あれが相当大きな規模で行われており、今度はもとの那須T A I G A西の郷カントリークラブの、いわゆる村の誇る本当にすばらしい伝統あるゴルフ場だったんですが、そのゴルフ場が全て木は伐採されて全てメガソーラーになってしまったということ。これについて、果たして村は本当に村の振興計画、村づくり、子どもたちに残す村土としてこれでいいのかということが私は一番問題だと思うんです。

そして、今度問題なもの、やっぱり180ヘクタールとか200ヘクタールと言われている台上地区のあれだけすばらしいロケーション、那須山が見える東亜農公園の道路の両端にそういったメガソーラーがつくられる。それを何か野放しにしている現状、これ本当にこれでいいのかということだと私は思うんです。

ですから、私は、もちろん再生エネルギーは大事だと思います。しかし、よく考えてみると、今日の福島民報新聞に出ていました。あの福島県の第一原発がこれだけの爆発事故を起こして、我々にこれだけの不自由な思いをさせ、これだけ避難させ、そして本当に精神的にこれだけの苦汁をのませながら、今日の新聞を見たら、福島第二原発は再稼働するという方向なんです。廃炉にしないというんですから。そしてまた、全国的な原発も全て再稼働容認です。

そうすると、本当にじゃこの再生エネルギー、いわゆる太陽光発電が本当に必要なんですかということになってきちゃう。例えば原発をなくしてくると、なくするために再生エネルギーでこういったものをつくるというんならある程度つじつま、整合性

は合うけれども、じゃ、国も県も進めてきた再生エネルギーの政策の推進というのは何だったんだと。原発は維持し、これも進める、非常に矛盾を感じる。

そう考えてみると、原発事故が起きたときに、我々は食べるもの、摂取するものは安全基準が500ベクレルだと、食べ物500ベクレルは安全ですよと言ってきた。しかし、これが落ちていくと、今度はあつという間に半年、1年後に、いや、安全基準は100ベクレルですというふうに変えてきた、落としてきた、5分の1にしてきた。水なんかはもう20分の1に下げてきた。これ状況によって、我々の健康ではなくて国の都合、東電の都合、原発の都合でそういう安全基準とか、そういったものを勝手にいじってきている。

じゃ、この再生エネルギーもそういう目くらましのものじゃないの。我々が、平成23年3月11日震災が起きて、12日、13日ころ原発が爆発したと、そのとき逃げた、私も正直1週間くらい危険だと思って逃げました。そのときにラジオ放送を聞いていた、なぜラジオ放送か。それは政府が、いわゆる計画停電として称して電源を切ったんですね。しかし、どうですか。電源をあのとき切ったけれども、あんなの本当のカモフラージュ、パフォーマンスだったんですね。あれから全然原発が再稼働どこもしていないのに、電気は十分足りていたんですよ、実際に。あんな、だから計画停電を何度もやった、これが私は国のいわゆる目くらまし、原発に対する我々の気持ちというものを理解していないし、本当に憤りを感じることでございます。

そういう中で、この再生エネルギー、太陽光パネルが西郷村内に羽太、鶴生段ノ原、そして南部の台上、そこにきらきらと、例えばもし村土を覆ったときに、もう西郷村がこれから例えば東京の首都機能を移転させようとか、企業誘致をしようというときに大きな私は足かせになるし、村の何よりも美しい景観が失われてしまうと、このことが私は一番心配なんです。そのためには、やはり村として最低限度の再生エネルギーは止められないとしても、それはそれの中でやはりきちんと我々が納得できるような条件を付して、そしてまた村民の生活に支障がない、そして安全である、そういったもろもろの整備を事業者に課して、そして、その中で許可をしていくという最善の方法をとるべきだと思うんです。ただ、現在はそれが全く私はきいていないし、具体的に聞いていない、また、村に条例もない、メガソーラーに対してのですよ。これがすごく私は心配であるわけなので、この辺について、現在までそういったメガソーラーの設置について村はどのような対応をしてきたのかということをお聞きしたいんです。

1つの例なんです、実は福島県の大玉村、大玉村カントリークラブってあるんです。あそこも一時、太陽光発電をするという話があったらしいです。しかし、そのときの大玉村長が太陽光を認めないという一言で太陽光発電がおじゃんになって、現在ゴルフ場としてまだ存続したんです。県が、国がやったから村が何もできないというのは私はある意味詭弁ではないかと、そういうことを考えると。どうも大玉村のように村長が頑として村の村土はこれは守る、そしてそういう太陽光発電はそれは許容範囲を超えているとなれば、昔、県がゴルフ場が乱立されたときにゴルフ場規制をやり

ました。そういう村としての、本当に村としての村土を守るための考え方、そういうものを持って、きちんと持って私は進んでいただきたいとまず思います。そういったことについて、村長のまずお考えをお伺いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 再生可能エネルギー政策について、乱立ぎみだというお話と、それからこれまでの経過と、特に景観といったことを含めて、どういった対応を考えているのかというおたがしでございますので、少し長くなるかもしれませんが、お答えを申し上げます。

まず、再生エネルギーとしての位置付けでございます。原発も含めて、いろいろありました。どういった位置付けになるのかなど、原発も再稼働するし、あるいは計画的停電もあったと、そして原発が全部止まっている間も実は間に合っていたのではないかと、これは新聞、テレビで出ましたですね。ただ、夏の甲子園の野球のときはちょうどピークになって、ダウンする可能性があるという計画停電がありました。

いわば、この問題をどういうふうに考えるかでございますが、まず再生可能エネルギーのことであります。かつて、アメリカのゴア副大統領が京都議定書があって、そして、あの段階ではやっぱり南太平洋ツバル、水没するという可能性が出てきた。あるいは、近ごろの話では、今世紀末には東京都は屋久島と同じ気候になる、何をもちたしてくるのかといった場合に、やはりこの地球温暖化が今頻発する100ミリ以上の大雨、あるいは土砂崩れ、あるいはいろんなことがあって人命に多大なる被害を起すと、これも地球規模であるといったことが言われております。いわゆる「不都合な真実」、テレビでも放映されておりましたですね。

この問題をどうするかといったことは、今回のパリ協定にもありますようにトランプ大統領が離脱すると、しかし中国が入ってきた。いわば、これまでの構図が逆転して、そしてこの地球をどう救っていくのか、地球の砂漠化あるいは北極、南極の地球の氷解、あるいは海拔の上昇、あるいはPM2.5、いろんな問題が地球環境に及ぼす影響は、これも先ほどの日本の地球、少子・高齢化の問題と全く同義、あるいはそれ以上に大きな問題だというふうに捉えられてきたわけでありまして。

よって、日本は現在のCO₂の削減率、相当挙げる、前の首相がいろんなところで述べてきましたですね。これは堅持するということになっておりまして、さらにこの化石燃料を少なくしていくことはどうするのかといった延長線上においてこの再生可

能エネルギーの問題が出てきた。西郷村においても、この委員会をつくって、そして報告書も上げたとおりであります。いわく、かつての水力発電から出て、そして地熱、風力あるいは海水の温度差を利用したもの、あるいは今やっている、いわき市の沖でやる浮体式の風力発電、そういったことどもずっと考えてきて、そして今言われたような原発に次は到達するわけであります。

原発においては、福島県民である私ども、私もそうですが、原発のこの悲惨な状況を二度と起こしてはならない、御免である、今心の底から思っております。しかしながら、経済界、いろんな問題において、やっぱり安価な電力を確保するためには、すぐにダウンするわけにいかんだろうということにおいて、再稼働のことが新たな基準をつくって、これをクリアできるものについては認める。つい最近もありましたですね、4か所目、54のうちの4であります。

ただ、世界はまだ、アメリカも中国も原発、あるいは日本は首相が原発を輸出するといったことまで言ったりして、やっぱりそういった方向も動いている。ただ、第一の問題はやっぱりオンカロに示されるように使用済み燃料の保管、どのようにしていくのか決まっていない。日本あるいは福島県もそうであります。これをクリアしなければ、やはり再稼働、いろんな問題は大きな問題をはらんでいると言わざるを得ない。よって、地球規模の再生エネルギーについては、これはやらざるを得ないし、やるべきだ、決まっているわけであります。

日本においてはどうかということも考えたときにおいても、憲法の前文にあるように、国際社会において名誉ある地位を占めたいと思うといった中においては、国連ともども、日本もその果たすべき役割と能動的な技術開発において力を尽くす、このように思っております。そういったことから考えて、今言われたソーラーのことに気付くわけであります。

ただ、ご指摘のようにこのソーラーがむやみやたらにできていくのはいかなものかといったことはご指摘のとおりであり、私もそう思っております。よって、これについては十分に対応していく、注意深くやっていくということですが、現在どういうふうになっているかというふうに申しますと、国も県も再生エネルギーの普及あるいはそういったことについては取り組んで進めていくという姿勢にあります。この西郷村においても、現在ご指摘のように虫笠のほうにあるグリーンウッドですね、あれが既に稼働しております。そういった意味で、稼働中既に3件あります。前にありましたですね、ゴルフ場のところもあります。それで、着手したもの1件、これはお話のように堀川ダムの上のところにある旧西の郷のゴルフ場ですね、あそこがお話のように今木を切っているということもあるわけでございます。それから、計画中のものが今お話しのように把握しているもの6件くらいあります。言われたように台上当か何かあっても、アセスメントをやっているというところもあるわけであります。

どのように、では対応して、野放しでないのかというご指摘でございます。もう一つは、西郷村の景観が良好に保てるのかということでもあります。私は、再生可能エネルギーあるいはソーラー、もう既に家庭の屋根あるいは役場、あるいは学校、今上げ

ております。取り組むべき課題の一つでありますので、地球環境の保全、維持、向上のためには、やはり化石燃料から新たなエネルギーのほうにハンドルを切っていく、それと同時に省エネといった教育も同時にやっていく、これが必要だろうと思っております。家庭の屋根等については、もうお話といたしますか、わかっているわけですね。大体、起電力の高い発電モジュールを上げているというわけでありまして。この発電モジュールの効率が上がっていく、上げていくといったことと、今言われた景観上問題ないような形にできないかといった問題も今後の取り組みの一つだと思っております。

ただ、問題は家庭ばかりにはとどまりません。やはり大規模に出てくる可能性があるということで、それが言われるご指摘のメガであります。大面積にやった場合ということがあって、それはやはりいろんなチェックを受けるわけでありまして。1つはやっぱり環境影響評価アセスの問題、それから土地利用、都市計画法、森林法、農地法、あるいは公園法、あるいはいろんな特別法がありますですね。景観法もそうです。そういったチェックを受けてやっていくしかないということになりまして、それらを包括するといえますか、この資源エネルギー庁では今年3月、ガイドラインを発しました。やっぱりご懸念の点がいろいろ大きくなっているということがあります。

西郷村においては、都市計画法におけるものは開発指導要綱あるいは西郷村の開発指導要綱もありますね。それから、農地法においては転用の問題、あるいはソーラーとの関係が出てきました。それから、農振等この問題もあります、転換の問題ですね。それから、森林については林発があります。林地開発も1ヘクタール以上以下のものもありますので、縄抜けないようにということも含めていろいろチェックをする。景観については景観法があって、それはやはりいろいろ事前協議、指導等を伴うわけでありまして。景観法は、福島県の県の条例がある。福島県の中にも市町村でつくっているところがありますが、西郷村はありませんので、県の景観法を援用して同時に対応しているというふうになります。これも法の趣旨から沿って、周辺との調和、そういったものを第一に掲げております。もちろん、色についても彩度の問題とか、あるいは反射がどうするかと、そういったことも含めてチェックをするわけでありまして。要するに、野放しになっているわけではないということを申し上げたいわけでありまして。

ただ、議員ご指摘のように、やっぱりもう少し考えるべきでないかということも当然、私もそう思っているところがございます。今回、エネ庁のガイドライン等が示されて、遅ればせながら来ましたが、やはりそれらを踏まえて、より細かいものがどこまでできるのか。日本は法治国家であって、なおかつ経済あるいは職業の自由がありますので、それらが規制する最終的なものは、やっぱり民法その他の不法行為でありますので、そこに至らないように、問題の起きないような対応を今後ともしてまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 時間も長く答弁いただいたんですが、何か要領を得ないし、ちょっと具体的にお答え願えれば簡単に済む話なんです。我々も質問する側にとってはそれなりの勉強をしてきていますから、その辺は省いていただいて、村としての対

応を今どうしてきたのかということをお伺いしたかったんです。

今、もろもろの景観法とか都市計画法とかの法でやってきたということですが、私はこの中で一番村にお伺いして肝心なのは、じゃ、その法律、条例で言うと、西郷村の環境基本条例、これについてはどうなったんだということですね。この基本条例にのっとして、村は対応してきたのかということですか。

担当課長、これについてちょっとお伺いをしますが、例えば西郷村の環境基本条例に、目的とか何かについては十分これはもう環境を保全すると、そしてそれを村民、事業者が、それから及び行政が相互に協力し合って環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと、さわやか高原公園都市「にしごう」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定するというふうになっているんですね、目的はね。

その中で村の責務としてあるんですが、村は、その前条、基本理念の中に、環境の保全は本村の多様な自然環境において、それぞれの地域性に配慮し、人と自然が健全に共生できるように適切に行わなければならないというふうに第3条でなっております。そして、第4条で村の責務として、村は前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっているんですね。今度、事業者の責務として、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するというふうになっているんですが、この環境基本条例にのっとりた指導、勧告、これを行った事実があるかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 佐藤富男議員のご質疑にお答えいたします。

環境基本条例の第5条では、事業者の責務として先ほど申されましたように事業活動に伴う公害の防止、自然環境の適正な保全、環境への負荷の低減、村が実施する環境保全方策への協力などが盛り込まれており、また、先ほどおただしのよう、村の責務としまして、その基本理念にのっとり、その環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっております。

こちらにつきましては、村で環境基本計画というのを平成19年に立てておりまして、失礼、ちょっとすみません、いいですか資料を持ってきて。そちらのほう、環境基本計画……（不規則発言あり）村としてではなく、あくまでも、すみません、私が知る限りでお答えしてよろしいでしょうか。（不規則発言あり）メガソーラー台上下につきましては、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントで県の規制のほうで行っております。あと、その他につきましては、林地開発にかかわるものにつきましては環境保全に関する協定書というものがございまして、そちらのほうで生活環境に関するものでございまして、そちらのほうで協定を結ばせていただいております。なお、その林地開発の際の残存林地、あとそれからどのくらいのパーセントで残すかということにつきましては、そのほかの条項で規定されておりますので、よろしく願いいた

します。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、県の環境アセスメントにのみ頼っているんですね、結果的にね。今言ったように、村は西郷村環境基本条例という条例があるんだから、その条例との整合性は当然これはもう見なきゃならないですね、条例があるんですから。これをまずやっていないということが今はっきりしました。そして、村の責務としても、その責務も果たしていないというふうなことが私は確認できたと思っております。（不規則発言あり）いや、環境基本条例にのっとって、じゃ担当課長にお伺いしますと。これについてのことでやりましたかといったら、私の知る限りでは環境基本条例についてのあれはないということですから、それは環境アセスメントについてのものとか基本協定というのはどういう法律で、どういう条例で基本協定を結んだかわからないけれども、これは環境基本条例の中には入っていないんじゃないですか。環境基本条例の中の協定書なんですか。

それと、あと、なぜかという、このメガソーラーが180町歩、200町歩できることによって、この基本条例の中にあるんですね。第9条の2項に、結局施策の基本方針として、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地などにおける多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて適正に保全されなきゃならないとなっているんですね。

それで、第10条で、西郷村環境基本計画の定めとして第10条3項で、村長は環境基本計画を定めるに当たって西郷村環境審議会の意見を聞かなければならないということになっているんですが、この環境審議会の会合がいつ持たれて、どのような意見が出されたのかについてもお伺いをしたいと思います。

それから、公害というものについてなんですが、今言った環境アセスメントもありますが、実は太陽光発電における公害というのはまだあるんですね。森林が持っている水源としての機能や土砂の流出を防ぐ機能は、これは欠かせない自然の作用だよと言っています。このメガソーラーによって、各地で森林伐採による環境破壊が見られている。そして、この太陽光発電は電磁波を発生させます。いわゆる太陽光発電はソーラーパネルに張り付けられた多結晶シリコン、太陽電池に太陽光を集めることで光を電流に変える。そのエネルギーというのは、太陽のエネルギーは巨大だと。その巨大なエネルギーが集まって電流に変わる過程で電磁波と電磁界が発生しますというふうになっていますね。

それで、例えば小さな家庭におけるパネルにおいても、ひどい頭痛とか目まいがするといった症状が起きていると。それで、アメリカのウィリアム・レイ博士が提唱した電磁波過敏症の代表的な症状の中に、頭痛も目まいもあるということですね。それはなぜかという、原因は家庭で使える直流を交流に変換するパワーコンディショナーという機械、これが非常に強い電磁波を起こすと言われております。また、ソーラーパネルの電磁波によって、無線も影響を受けているということになっております。

それから、メガソーラーについてですね、メガソーラーによって反射光のために気

温が上昇したという記事も実際にあるらしいです。30年ほどの前の秩父市の話でございませう。ソーラーパネルは、草原や森林よりは明らかに光や熱を吸収しないので、大面積の場合は影響が出ると思ひます。アメリカなどで見たメガソーラーは、敷地が広くて、ぎっしりではなくて間隔を持って設置していたというふうに言われております。

こういったことも含めて、私は非常に公害というものは重要だと。そうすると、村の環境基本条例の中には抵触するとなると、この環境基本条例に抵触するものについてはその環境審議会の意見を聞くということになってはいますが、本当にこの環境審議会の意見というのはどのような形でもって聞かれたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 抵触すると言われましたが、抵触しないと思ひます。今のお話のように影響が出てくるやつ、おただしのとおりにあります、それは。反射光とか、私も今、反射光というのがどのくらい出るのかということはやっぱり気にしております。それで、その部分を検証する、事前にやるのが環境アセスメント法であります。環境アセスメントをやると（不規則発言あり）いやいや、必要であればやりますよ。（不規則発言あり）アセスメントでやって、それは検証していますので、それはご認識をお願いします。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 申しわけありません。今、手持ちの資料で、環境審議会において環境影響評価について審議したかどうかについての資料、手持ちのものがありませんので少しお時間いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、今、住民生活課長より、ちょっとまだ詳細な答弁がわからないということでございませうので、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番佐藤富男君の質問に対する答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お時間をいただき、ありがとうございました。佐藤富男議員の質問にお答えいたします。

環境審議会につきましては、環境基本法第44条の規定に基づき、村長の諮問に応じ環境の保全に関する基本的事項について調査、審議を行うために設置されております。先ほどお尋ねでしたメガソーラーについてでございますが、審議会としましては、会議としてではなく、平成25年2月27日から28日にかけて埼玉県行田市にメガソーラー施設の視察研修を行っております。

なお、環境影響評価のほうの準備書が作成され、送付されてまいりましたら審議会を開催いたしまして委員の皆様にご意見を伺う予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 村の西郷村環境基本条例の第10条3項による村の審議会の会議というものは、現在まで全く行われていなかったと。唯一、平成25年2月に1泊2日ですか、2泊3日ですか、（不規則発言あり）1泊2日、1泊、平成25年2月27日に年度末に視察に行ったと。そのときの視察の、委員長は誰かわからないけれども委員長報告は当然あると思うので、委員長報告の提出をここでお願いをまずしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 申しわけありません。私の言葉が足りなくて申しわけありませんでした。環境審議会につきましては、メガソーラーについての開催の日付だけ申し上げまして、そのほかにも環境審議会のほうは開会させていただいております。平成26年にも平成27年にも平成28年にも、あと平成29年2月にも開催しておりますので、ただ、メガソーラーが議題として上がったのはこのときだけでしたので、それでこのようなお答えをしました。申しわけありませんでした。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） では、そのときの村長からの諮問事項を、ちょっとここで述べてください。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 先ほども申し上げましたが、会議としてではなく視察研修として参りましたので、諮問という形ではなかったと思われまます。なお、委員長報告についてなのですが、資料のほう、いろいろ見ましたが、申しわけありません、見当たりませんので、申しわけありません。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 結局、このメガソーラーについての西郷村の環境基本条例については全く作動していなかった、起動していなかったというふうに思いますし、実際、じゃ、この基本条例とは何なのかということですね。そして、本当に真剣にこのメガソーラーの問題についてやっているのかということ。それから、研修に行って、会長の、また委員会の報告書もない、これはまさに物見遊山と言われてもしょうがないですよ。当然、経費はみんな村の経費でしょう、税金でしょう。こういったことが、いわゆる村の姿勢につながってくるし、メガソーラーの問題というのは大変な大きな問題なんですよ。

ちなみに、どこに視察に行ったのかも、ちょっと後でお願いしたいと思います。

それから、第19条に、民間団体等の自発的な活動の促進ということで、村は事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう指導または助言、その他の必要な措置を講ずるものとするとなっているんですが、これについて、例えば台上

地区の業者について、この基本条例の第19条に基づく指導また助言は行った経緯があるのかないか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

台上の保全については、申しわけありません、ちょっと（不規則発言あり）台上の保全についてのみでよろしいですか。台上の保全については、記録としてはないように思います。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） ですから、結局村として太陽光メガソーラーについてのそういった村の環境保全、自然災害、そういったものについてのきちんとしたポリシーというか考え方についての資料収集、そしてまた村としての意思決定、これがされていなかったというふうには言わざるを得ない、これは大変な職務怠慢であると思います。

それから、地球環境保全に向けた行動の促進ということで、この基本条例の23条にあります。村は、村民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するものとするということなんですが、この地球環境保全に関する行動をするための指針を定めとありますが、この指針というものは具体的に何を指しているのか、また、どのように指針を持っていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指針については、課長が今調べて答弁しますが、先ほどの指導も何もやらなかったと、職務怠慢であるということとはちょっと説明が必要ですので、します。

さっき、審議会もこれから開く部分があると言っているんですが、まず、メガソーラーの今のアセスをやっているところについては社長も呼んで2回やっています、全課長集めて。そのときに今の住民生活課長がいないから、そういうふうに答えた。

（不規則発言あり）いや、説明した。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 申しわけありません、勉強不足で、そちらのほうは、申しわけありません、調べておきます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） しょうがないんですよ、担当課長もいろんな仕事をやっていて、本当に忙しい、また、なったばかりですから過去のことなんて調べようないから、わからないの当たり前だと思って、それは結構です。了解です。

ただ、実際にこういう行動計画をしていなかったということは事実なんですね。それで、議会の中ではこの条例をつくれと、ある程度きちんとメガソーラーについての村としても規制はつくるべきだというふうな意見がかなり強いんですが、それについての条例化をする考えがあるかないかということと、それから、先ほど言った環境審議会がどこに研修に行って、何を研修してきたのかについてご答弁願います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 条例化については、検討させていただきます。

それと、視察研修ですが、埼玉県行田市の浄水場にメガソーラーが、埼玉県としてつくったメガソーラー場がございました。そちらのほうを視察、研修に行っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇ 7 番 藤田節夫君

1. 国民健康保険について
2. 農業政策について
3. 社会体育施設の整備について

○ 7 番（藤田節夫君） 7 番日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、国民健康保険について伺います。

2015年5月の医療保険制度の改正法案が成立されたことにより、2018年、平成30年度から国保事業が都道府県に移行されることになりました。保険加入者は低所得者が多く、各市町村はさまざまな国保税負担の軽減措置をとってきました。広域化によって、これまで実施されてきました村独自のさまざまな助成制度の見直しが行われ、一般財源から繰り入れをしてきた事業が廃止されるのではないかと心配される声も聞かれております。また、納付金額や標準保険料率の最終公表はされていませんが、国保税についてはこれまでどおり市町村ごとに税率が決定されます。来年度から実施予定の広域化について、村の対応をお聞きします。

はじめに、平成30年度から実施される国保の都道府県単位化に伴う納付金額や標準保険料率についてどのようになるのか、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 7 番藤田節夫議員の一般質問にお答えします。

質問第1、国民健康保険についての1点目、平成30年度から実施される国保の都道府県単位化に伴う納付金額や標準保険料率についてお答えいたします。

国民健康保険は、従来、各市町村が個別に運営を行ってきたものでございますが、平成30年度から市町村との役割分担のもと、国保の運営において県が保険者となり、財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うこととなります。これに伴いまして、市町村が被保険者に対し国保税の賦課徴収を行い、県に納付する納付金制度が導入されることとなります。市町村個別の財政運営が危機的状況にあるという現状から、今般の制度改正は、従来までの市町村における被保険者相互の支え合いの仕組みに、市町村相互の支え合いの仕組みが加わるといった観点で進められております。

議員おただしの納付金については、県により算出され、市町村ごとに数字が決定されるものでございます。この納付金を納付するために必要な保険料収入を見込むために必要な標準保険料率についても、市町村ごとに示されるということになっております。標準保険料率は、納付金額をもとに算出されるものでありますので、納付額が増加すればその分標準保険料率も増加し、逆に納付金額が減少すれば標準保険料率も減少することとなります。

この標準保険料率を参考にして市町村は国民健康保険税の賦課徴収を行い、県に対して納付金を納めます。一方、県では集められた納付金と県が収入する公費等の中から市町村に必要な医療給付費を全額交付し、市町村は給付費の支払いを行うというようになっています。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。
- 7番（藤田節夫君） これは、今までどおり、納付金額は毎年当然変わっていくという
ことで理解してよろしいでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 福祉課長。
- 福祉課長（真船 貞君） 毎年変わるということになります。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 次に、広域化により国保の業務や窓口等の手続はどのようになる
のか、お伺いいたします。
- 議長（白岩征治君） 福祉課長。
- 福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

都道府県単位化の大きな目的は、県が財政の責任主体となって国保制度を安定させる
ということが目的でございます。市町村は、従来と同様に被保険者証交付等の資格
管理、医療に対する保険給付、国民健康保険料率の決定や賦課徴収、それから特定健
診、特定保健指導といった保健事業などを実施していくことになるものでございます。
住民の皆様におかれましては、被保険者証の様式が県内統一様式となること以外、窓
口や手続関係については今までと変わるということはありません。

以上でございます。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 今までと変わらないということですがけれども、今まで村独自で実
施をしております保健事業、たくさんあると思うんですがけれども、そういった事
業は今までどおり実施をしていくということで理解してよろしいでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 福祉課長。
- 福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

今までどおり実施していくということで、変わりはありません。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） それでは、次に、まだ最終的に公表されておりませんが、納付金
額と標準保険料率の算定はどのようにして行われているのか、お伺いいたします。
- 議長（白岩征治君） 福祉課長。
- 福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

県内の保険料水準を統一した場合、県内のどの市町村に転居しても保険料は変わら
ないということになりますが、医療サービスの水準に地域差がございまして、被保険
者が受けられる医療サービスに見合わない保険料負担とならないような配慮が必要と
いうことになります。このような事情も踏まえて、納付金等を決定するに当たっては、
市町村の医療費適正化機能が積極的に発揮されるよう市町村ごとの医療費水準を反映
するとともに、負担能力に応じた負担とする観点から市町村ごとの所得水準を反映す
るということになっています。これにより、今まで市町村ごとの保険料がどのような
事情に基づいて定められてきたか見えづらく、比較することが困難でありましたが、
県内統一の方法で納付金額並びに標準保険料率が決定されるということになりますの

で、標準的な住民負担の見える化というものにつながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） よく理解できない部分があるんですけども、納付金及び標準保険料率算定するための条件として、被保険者数に応じた案分と所得水準に応じた案分と、もう一つは医療費水準を乗じて納付金額が決まるということだと思っておりますけれども、西郷村においては県内で比較すると所得水準が高い状況です。けれども、医療水準については、若い村ということではほかよりは低くなると思います。ただ、案分すると、所得水準が高い自治体のほうが保険料が上がるのではないかと危惧されますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいま議員が申されましたとおり、今後の納付金なんですが、県全体でかかる医療費、医療給付費を総所得が本村が全県の中でどの程度占めるかとか、被保険者数がどの程度占めるかといった比率で基本的な部分が決まります。そして、その後、先ほども申し上げましたが医療費水準も反映させるということになると、西郷村の場合は医療費水準としては医療費が1人当たり県内でもかかっているということなので、そちらは下げる要因というふうになります。そういうことであるんですが、最初の所得の率とか被保険者の数とか、基本的な部分が大きくなるものでありますから、結果として現在の、従来のといいますか、現在の保険料率から比べると若干上がってしまうような、現在示された指数ではそういう状況が見てとれます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 上がる可能性が強いということですけども、収納率ですね、県で示されている収納率が92%に設定されているということですけども、村の収納率は、昨年度でもよいですけども何%でしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

平成28年度末の国民健康保険税の現年分収納率については89.64%ということになっており、昨年より1.09%の増とはなっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 89.64%ということですけども、県が示している92%より低くなるわけですけども、この収納率に満たない自治体は西郷村だけではないと思いますけれども、こういったところにも負担増ということでやってくるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

県内の先ほど申し上げました制度上設定されている収納率以下の、そこに満たないという市町村については、やはり納付額というのは収納率にかかわらず各市町村に賦課される納付額という額はもう決まっておりますから、もし制度設計上の収納率よりも低いということになれば、当然その分の保険料率を上げないと通常の収納率を掛けたときに納付金が集まらないということになりますので、制度設計上の収納率より低い市町村については、やはり収納率を上げる努力が必要というふうなことになるのかと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それで、もう1点確認しておきたいんですけども、今まで西郷村は国保税の算定方式ですか、今まで4方式でやってきましたけれども、広域化によりこれは3方式に変わるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

やはり、県のほうでこの広域化によってその算定方式というものが3方式というふうに県のほうで方針が出されておりますので、西郷村もそれに合わせた算定方式になるというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そうしますと、当然資産割のほうがなくなるということになると思うんですけども、この資産割の分が所得割のほうに負担が大きくなるということですね。そうすると、これまでこの近辺でも資産割をなくして3方式にもう納めてやっている自治体が相当ありますけれども、西郷村は資産割に影響している部分が結構高いんですね。これが、また所得割のほうに負担が高くなる、西郷村は所得割のほうで、所得が高いと、西郷村の場合はね。そうすると、これによってもまた西郷村は保険料が上がるという計算になると思うんですね。これは、当然資産割には後期医療と介護保険のほうがついてくるんで、そうすると西郷村はこの計算でいくと相当保険料が上がるような気がしますけれども、その辺はどう見ておりますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

現時点では、個別の税率の中身を細かく検証しているということではないんですけども、トータル的に見て、やはり議員がご指摘のように若干上がる可能性があるということですのでございます。ただ、あくまでまだ試算での数字でございますから、今後この算定式が県のほうで調整されて変わるということもありますので、確定的なことではまだないということですのでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） まだ確定的ではないというけれども、今までこういう話をしてみると、もう上がる要素しかないのかなんてちょっと思ったりもするんですけども、県の試算がまだはっきりしていないということですけども、今のお話を聞くと、急激に上がる自治体も出てくると思いますけども、もしこのようなことになりましたらば、

村はとりあえずどのような今は対処の考えをしておりますか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

県が示してくる標準保険料率をそのまま採用してしまいますと、急激に税額が増加してしまうというようなこともございます。このため、村においては県が示した標準保険料率を参考とはしますが、独自に市町村ごとの保険料率というものも定めるといふことも認められております。しかし、保険料率を低く設定した場合には、被保険者負担が抑えられるといふことはございますけれども、先ほど申し上げました納付金の不足分というのが発生して、それに何かしらの財源が必要となるというふうなことになります。

今般の制度改正では、一般会計からの法定外繰り入れ等については極力削減あるいは解消をなささいというような趣旨でございますけれども、実態がなかなか賄えないというふうなことであれば、これらについては一般会計からの繰り入れもやむを得ないというふうにも考えますし、また、現在持っております国民健康保険給付費の支払準備基金なども活用して、その不足する財源の補填ということに充てたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 一般財源からはあまり国、やめろというような指導も来ているということで、それにしても、西郷村もこれまで一般財源から繰り入れをしてきておりますけれども、今言われました国民健康保険給付費支払準備基金ですか、それに一旦プールをして、それで国保のほうに繰り入れをしていたという状況は理解はしておりますけれども、現在その基金の残高といふのは、幾らあって、その基金の目的はどういったことに使われるのかということでお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

現在、その基金の残高といえますと、平成28年度末で約8,600万円程度となっております。この基金の目的でございますが、医療費の値上げ、または流行病等の発生により保険給付費に要する費用に不足が生じた場合、この資金からそれらの経費を賄うというような目的でつくられているものでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 流行病ですか、はやり病、そういったときが出たときにはこういったところから支出をします。今現在8,600万円の残高ということですがけれども、どのくらいこの国保といふか保険料が西郷村に算定されてくるのか、ちょっと今わからない状況ですがけれども、とてもこの8,600万円じゃ賄えないのかなど、ゼロにはするわけにいかないし何が起こるかわからないという状況もあるんで、ちょっと一般財源のほうからも繰り入れしないとまずいのかななんて私は思っておりますけれども。

今、課長からもお話がありましたけれども、一般財源からでも繰り入れをすること

はやむを得ないのではないかという答弁でありました。このことについて、広域化に伴い一般会計からの繰り入れについては、昨年4月17日の衆議院厚生労働委員会で日本共産党の堀内議員に対して厚生労働省は、一般会計からの繰り入れにはそれぞれの自治体の判断でしていただく、これを制度によって禁止するというようなことは考えていないと答弁をしています。また、厚生労働省の担当者も、都道府県国民健康保険運営方針はあくまで技術的助言であり、法的拘束力はない。保険料賦課の権限はこれまでと同様に市町村にあり、一般会計から法定外繰り入れは市町村の政策判断で実施するもので、必ずしも解消、削減するものではないと回答しております。これを国会答弁などを見ると、一般会計からの繰り入れは何ら問題ないということだと私は理解しますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

厚生労働省からの答弁があるということについては承知しているところでございます。このため、状況により、必要があればその都度判断を行い、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。さらにもう一度、納付金については100%納付が義務付けられていると思いますけれども、もし財源不足により納付金が納めることができない状態になった場合、どのように考えているのか、お伺いいたします。

これは、結局徴収は各市町村で自治体でやるんですけれども、結局収納率が先ほど西郷村は89%と、そういった状況ですよね。それが、極力いろんな事情により厳しい状況になったとしても、納付金額が必ずもう上に上納しなくちゃいけないという状況になっているので、この辺の心配もされるかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいま議員のご指摘にありましたように、納付金については100%納付が義務付けられているということでございますので、納付金の納付については財源不足が生じた場合に、基本的には一般会計やまた基金からの繰り入れなどを行うということで対応していかねばならないというふうに考えております。また、先ほど申し上げた村の基金とは別に、国保の広域化に当たって財政の安定化を図るために都道府県に国保財政安定化基金というものも設置されます。どうしても資金が不足する場合には、こちらからの借り入れというようなことで、その年の納付金を賄うということも可能ではあります。ただ、こちらを借りますと、翌年度の保険料のほうにその返済分といいますか、そちらを上乗せして保険料率を翌年度上げなければならないというようなことも生じますので、極力収納部門との連携を図りながら保険料収入の確保に取り組んでいくということが基本的な考え方だと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 極力、村の基金ですか、そっちを使っていきたいということですか。

けれども、今、課長言われました県で国保財政安定化基金ですか、これを貸し出すということですが、今言われたようにこれを借りると次年度プラスアルファして上納しなくちゃいけないと、納付しなくちゃいけない。だって、今年払えないものが来年度に払えるかといったら、それはとても私は払えないと思いますよ。それこそ、自治体の財政がパンクしてしまうというような状況が起きるのかなと思うんですけれども。これをやることによって、保険の収納率を集めるのに相当村民に対して強化されるんじゃないかという懸念も私はするんです。だって、上に納める金はもう決まっちゃっているんで、下で集めなきゃ、その差額は相当開いていくわけなんで、そういったことが懸念されるんですけれども、その辺はどう考えておりますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをいたします。

基本的に国保税というのは、やはり医療を受ける方たちが払うというのは基本ということになっておりまして、ある意味、受益者負担分ということでもありますから、その辺は極力お願いをしたいということであるという考え方は原則だと思います。

ただ、今の議員のご質問のように、生活が大変苦しい方とか、突然何かのトラブルで収入が途絶えてしまうとか、そういったこともなくはないということになりますから、納税相談等を行いまして、生活の実態や収入の状況など、また納付の意思などを確認した上でこういった対応を考えていくというようなことで、収納体制をどんどん強化するというふうなことにはしたくないというふうに思っています。その方々の事情も十分考慮して対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 収納体制の強化はしたくない、もう当然皆さんもご存じのように、生活が目いっぱい保険料をどこでも安くしてほしいと、高過ぎる保険料ということで、西郷村だけじゃないですけども、そういったことで大変な生活苦になっています。先ほど来のお話を聞くと、西郷村は国保税が上がると、増加するという方向みたいなので、本当にそういう事態にならないのかということが懸念をされます。いくら受益者負担といっても、もう仕事の実態とか、そういったのを見ますと、本当に厳しい生活が強いられていることはご存じのようです。

先ほど来、国民健康保険給付費支払準備基金ですか、そっちのほうで何とか対応していきたいということですが、こういった国の政策で大体保険料が上がるといふほうが私に言わせれば間違っているんですよね。結局国からお金を払いたくないから、この国保に回したくないからこういうやり方をしているわけですよね。こっちから、下からお願いしたいと言ったわけじゃないんで、それに伴ってこういった保険料を上げるというのは、もう絶対許さないべきなのかなと私は思います。

さらに、日本共産党の県議団に県のほうから大体の試算がもう出ているというか、公表しているんですよね。その資料を見ると、6月1日に福島県全体の納付金額が総額を約700億円と仮定して、330億円を応益割、370億円を応能割として集めるということになっているんです。さらには、もうこの中で20市町村が現行より保

険料が上がり、39市町村が現行の保険料より減少することを明らかにしました。先ほど来聞いて、個別というか各市町村ごとには最終的な公表はされておられませんけれども、今の質問というかお話を聞くと大体西郷村は上がるのかなと予想されておりますけれども、もう上がり幅がどのくらいなのか、ちょっとその辺も危惧されているところですが、課長もその辺はつかんではないですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいまの議員からご紹介ありました県の状況ということでございまして、20の市町村が現行より上がって、39の市町村が現行より減少するというようなお話ですが、これは今回示された試算の結果であります。それで、試算の結果なんですけど、試算の条件の中に、医療費水準を反映させるということは先ほども申し上げましたけれども、その医療費水準というものをどの程度反映させるかということで最終的な負担というのが変わってくるということでございます。それで、現在、今回の試算は西郷村の場合は医療費水準を100%反映させている試算の結果であります。それでも若干上がるというような傾向でありまして、今後その医療費水準をどのくらい反映させるのかというのが今後の調整にも出てきますけれども、今、今回100%反映したものを50%だけ反映させるというような可能性もございます。

それで、西郷村の場合は、先ほど申し上げたとおり県内の他の町村よりは医療費水準が低いということですから、今回のように100%反映していただいたほうが西郷村にとっては有利だということになります。なので、今回示された数字が有利な条件で出されている数字でありますから、今後もしそこが見直されればさらに負担が増えるという可能性もございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 医療費水準がどう見てくれるかと、西郷村の場合は医療費水準はほかの自治体より低いんで、その辺は先ほどちょっとお話を聞きましたけれども、その辺がはっきりしていないと。100%見てくれれば少しは下がるんでしょうけれども、それでも今までの話をお聞きしますと、私的にはもう上がるのかなという予測はできるのかなと思います。

それでは、この保険料、最終的にいつ決まるのか、その辺の今後のスケジュールです、わかれば教えてください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えをします。

今後のスケジュールにつきましては、引き続き国、県、市町村において公平な予算となるような検討が進められ、算定方法等によって今後、先ほど申し上げましたような調整が行われていきます。平成29年10月以降に国から県に対し仮計数が提示され、納付金と標準保険料率の本算定が開始される予定でございます。その後、各市町村に対しまして納付金、標準保険料率が提示されてまいります。平成30年1月に国での

予算編成を踏まえて本計数が提示され、納付金と標準保険料率の最終調整が行われます。この過程の中で、村では国民健康保険運営協議会での議論を踏まえ平成30年度の西郷村の保険料率について検討していくと、そのような予定になっております。

正式には、年末から年初めぐらいの予定になっていると思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 来年度初め、1月ころということによろしいでしょうか。できれば、もう早目に村民の方に通知をして、上がった分ですかね、上がるということをもう前提にしてしゃべっちゃっていますけれども、そういった部分をやっぱり村として国保審議会なり議会なりかけていただいて、皆さんの意見を聞きながら、どうしていくかということもやっていっていただきたいなと思います。

これ以上のことを細かいことを聞いてもちょっとわからないとは思いますが、大変になることは確実かなと思います。

国は、広域化対策として、課長もご存じだと思うんですけども、2010年度から1,700億円の保険者支援金を交付していますよね。さらには、本当は今年度から、2017年度から3,400億円の支援金を交付することになっています。これも、都道府県化するとき、条件としてこれはもう国のほうから出ているお金なんですよね、公表されていますから。ところが、これも裏切っちゃっているんですよ。結局、消費税の増税が延びたんで、結局この3,400億円の確保できないようなことを言って圧縮するようなことを言っていますよね、今ね。全く、詐欺みたいなことをやっているんだね、今の政治家というのはね、国というのは、何でもそうだけれども、口先だけで。口先でいいこと言って、最後は中身を見たら何にも手当てがないと、制度だけはみんなに押しつけると。自治体にね、厳しいこの財政の中でみんなやっているわけですよ、子育て支援から何から。そういったところに、こういったお金を出す出すと言っておいて、最後はもう金ないから出せないよと。だったら、こういう広域化というのを延ばせばいい話なんだよね。だから、そういったのがもう私も腹立ってしょうがないんですけども。

3,400億円、これももう本当に完全に国が支援するように、県を通してやっぱり要請すべきだと私は思うんですよ。ぜひそういったことをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

ただいま議員のご指摘のとおり、国のほうではさらに現在1,700億円の財政支援がある、ほかにさらに1,700億円ということで3,400億円の支援金を出すというふうなことで議論されてきたものであります。それが今少しちょっと怪しい雰囲気になってきているということはありますけれども、当然国保の広域化の議論をされる際にこうしたことは前提として言われてきたことなので、それについては強く要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、農業政策について、直売所を利用した介護予防と高齢者の生きがいについて伺います。

村の直売所が昨年7月から設置され、今年度から毎日営業しておりますが、これまでの直売所の状況をお聞かせください。とりあえず、会員数なり品物の出荷状況、お客様の反応などをお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それでは、藤田議員の質問にお答えしたいと思います。

昨年7月に、「まるごと西郷ニシゴージュのやおやさん」ということで村の農産物直売所をつくりました。そのとき、直売所のほうの友の会ということで出荷者の会をつくったんですけれども、その当時は全部で出荷者数が63名おりました。現在は73名まで増えております。

売り上げのほうなんですけれども、去年は土日のみ、午前10時から午後4時までということで開催をさせていただいております。売り上げのほうは、トータルで515万3,000円、稼働日が60日、購入者の延べ人数が6,015名ということになっております。

平成29年度は、4月から火曜日を除く毎日、朝の9時半から午後の1時までということで営業させていただいております。現在のところ、昨日までで126万9,350円の売り上げ、稼働日が39日、延べの購入者数が1,642名という実績になっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これ、お客さんのアンケートをとっていますよね、たしか。お客さんの声なども、もしわかれば何点かお示してください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それではお答えいたします。

昨年、8月の県のイベントを直売所のほうで実施したときに1回、それと、国の山村活性化の交付金事業を使いまして、コンサルを入れて農家、あと一般の住民の方、あとお客様に対してアンケートをとっております。さらには、直売所のほうにアンケート用紙を置きまして、そちらでもアンケートをとっております。全部で昨年3回ほどアンケートをとっております。

お客様の評判なんですけれども、大体その3回のアンケートでは、その直売所の購入する理由としまして、新鮮な地元の野菜が置いてあると、あとは価格がほかに比べて安いと、あと村内の出荷農家の方が頑張っているので応援のつもりで買っているというような意見が多かったです。どちらかというと、肯定的な意見が多かったというふうに記憶しております。

ただ、住民の方全体のアンケートでは、直売所のほうを利用したことがあるという方が25%、まだ4分の1程度でしたので、ここはまだまだ周知が私たちとしても足

りないというふうに思っております、平成29年度につきましては防災無線、あと広報にしごうを使った周知のほかに、インターネットを使って周知をさせていただいております。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問をいたします。

ここで、先ほど13番佐藤富男君の一般質問に対する答弁の中で、訂正したいとの旨の住民生活課長よりの訂正の申し出がありましたので、住民生活課長、よろしくお願ひいたします。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 先ほどの答弁の中で、環境基本計画の策定の年を平成19年と申し上げましたが、正しくは平成18年3月の誤りでしたので、訂正方よろしくお願ひいたします。まことに申しわけございませんでした。

○議長（白岩征治君） 会議規則第64条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今の課長のお話を聞きますと、まだまだ宣伝不足のところがあるのかなということ、時期によるのかちょっとわからないですけれども、私も利用しておりますけれども、品物がちょっと少ないような気がします。先ほど73名の方が登録しているということですが、その辺が少し問題なのかなと思います。そういった意味では、村内を見ると、出荷する人が少ないのか、でも野菜をつくっている方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。そして、今野菜をつくっている多くの方が自家用野菜ですかね、自家栽培だけに終わっているのかなと思っております。

村の直売所も来年度から規模が大きくなる計画をしておりますが、今後、この直売所を村としてどのように発展させ、村の活性化に結び付けていくことが大変重要なかなと思っております。村内では、学校給食協力会や若い方々が中心となり野菜を生産して直売所に出荷しておりますけれども、ほかにも先ほど言いましたお年寄りとか家庭菜園など小規模で野菜をつくっている人たちがたくさんいます。このような方たちは、自家消費を除くと全て廃棄してしまうということを聞いております。こういった方にも声をかけ、少しでも直売所に出荷できるように働きかけをするべきだと思いますけれども、お願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、友の会は全部で73名の出荷者があります。今年の3月の補正予算のほうで
ご承認いただきました地方創生拠点整備事業のほうで、まるごと西郷館ということで
恒久的な直売施設を今年度つくりまして、来年春にオープンということで今、事務の
ほうを進めております。そちらのほうで、今のプレハブの直売所の売り場面積で約
2.5ぐらいの大きさになるというふうに思っております。当然、大体いろんな文献
を調べますと、大体平米当たり1人ぐらいの出荷者がいないと経営的には厳しいだろ
うというふうに言われております。それでいきますと、私どもの直売所のほうの目標
としては出荷者が最低でも150名で、売り上げで約、大体平米当たり100万円と
いうふうに言われていますので、約1億5,000万円ぐらいの売り上げというのが
最終目標になるかなというふうに思っております。

ということは、今の出荷者の、出荷していただいている方の倍ぐらいの出荷者は確
保しなければやっていけませんので、今年から、平成29年度から新たにソフト事業
としまして農業塾、新たな出荷者を支援、育成していこうということで始まっており
ます。そういった事業を推進しまして出荷者を増やしていきたいと思っております。

議員おただしの高齢者の方、あと家庭菜園の方についても、一定要件の例えば生産
履歴をちゃんと記載をして安心・安全な生産ができる、出荷ができる等をクリアして
いただければ当然どんどん出荷していただけるというのは可能になると思っておりますので、
その辺につきましても、例えば友の会の総会のほうで定期的に県の指導員の方のほう
から農薬の取り扱いの方法とか、そういう勉強会を常時開催しておりますので、そう
いった形で支援をして出荷者を増やしていきたいなというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 野菜ができる時期が、当然重なっちゃうわけですよね。キュウリ
ができる時期はみんなキュウリ、ナスができるときはみんなナスと、そう一気に持つ
てこられても結局売り上げが伸びないというような状況があると思うんですけれども、
栽培の時期や野菜の種類などを計画栽培みたいな指導というか、そういったことも必
要なのかなと思っておりますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 現在、昨年7月に直売所をオープンして以来、毎月どうい
った野菜が売れているかということで今、統計をとっております。その統計と全体的
な月別のほかの直売所さんの売り上げ等を比較して、最終的には来年以降、計画栽培
ということに持っていききたいなというふうに思っています。

具体的には、施設園芸野菜、ハウスでの野菜の生産をしている方と連携をとって、
例えば4月、5月が一番野菜としては品薄になってしまいますので、その時期に例え
ばトマトとかキュウリとか、そういう売れる野菜が出荷していただけるよう協力をし
て、また支援をしていきたいなというふうに思っております。

また、露地野菜の方についても、播種時期を変えることによってほかの生産者の方
と出荷時期をずらすというのは可能ですので、そういった研修を、先進農家のほうの
研修を実施しまして来年度以降の直売所の、新たな直売所のオープンに備えてまいり

たいなというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） なかなか計画栽培というのは難しいのかなと思います。西郷村に合った気候で皆さん野菜を昔からつくってきたのは承知しておりますので、できればハウス生産ですね、そっちを中心に力を入れないとこういことは難しいのかなと思っております。

それと、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、自力で出荷することが難しい方がいると思うんですけれども、庭先集荷体制ですか、それと、あとは軽トラ市では何人かいるという話でしたけれども、栽培歴とか農薬の種類ですか、それとかいろいろ規制がありますよね、あとは放射能検査とか、細かく言えば値札とかね、そういったことができない方がほとんどなんですよね、自家野菜をつくっている方は。そこまでやっぱり手を差し伸べてやっていかないと、これは難しいと思うんです、西郷村の場合は特に。そういったところをどのように考えるか、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 庭先の集荷体制につきましては、軽トラ市のほうで平成27年度から、去年おとしから試験的にNPO法人の夢プロさんの協力を得まして、軽トラ市に交通手段がないということで出荷できない高齢の野菜農家の方の集荷と販売を請け負っていただいたというような例がございます。今後も、軽トラ市に限らず、直売所出荷についても、来年以降のちょっと運営体制がまだ確定していないものですから、確実なことはちょっとここでは申し上げられないんですけれども、そういった庭先集荷体制というのも整えてまいりたいなというふうに思っております。

あとまた、栽培歴につきましては、例えばGAPの取得とか、今どちらかというとはやはり生産履歴工程については確実に記載をしてとっていきましょと、そして生産者に安心・安全を届けましょという流れなものですから、議員おただしのとおり、生産履歴はとらないということではなくて、とる方向で農家の、例えばなかなかそういう細かい事務ができない農家さんの支援ということで進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） その生産履歴とか放射能、先ほど言いましたけれども、こういったやつをこちらから農家というか、つくっている方のところに行って、やっぱり指導をして、こちらのほうでそういったことは面倒見るんで、農薬についても今、でも市販されている農薬はそんな危険な農薬はないと思うんですけれども、そういったの、こういうのだけは使わないでくれとか、やっぱりそこまで指導しないと野菜集めるのは難しいのかなと思うわけで、来年新しく直売所なるんですけれども、もう今年からそういう体制を組んでいかないと、ちょっと来年、じゃオープンしました、それに野菜が集まりませんでは、ちょっとせっかくつくっても、それみたことでないという方もいらっしゃるかもしれないんで、そういった意味では今年中に、今年度中に何と

か目鼻をつけてやっていただきたいと思います。

さらに、高齢化が進んでいることは皆さんもご存じですけれども、全国の自治体で介護予防や健康増進のため野菜づくりが推奨されておりますね。これはネットなんか見るといっぱい出ていますけれども。自分で育てた野菜などを直売所に出荷することにより、生きがいや健康づくり、閉じこもり予防、認知症の予防、さらには地域経済の活性化に大きな役割が、効果があると証明されております。その辺までやっぱり指導していかないと、これは本当に村のためになるし、介護保険のほうにも影響してくると思うんですよ。だから、そういった意味ではこういった野菜づくりを健康推進課等と、これは1つ、2つの課でやるんじゃないくて、村全体でこういった方向に村を進めていくと、元気で長生きということでやっていければなと思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） おただしのおりでございます。健康推進課のほうと農政課、協力をして事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 農政課と健康推進課だけという問題じゃないんで、村長も全くそのとおりでいうんで、村長先頭になって、そういった西郷村に進めていってもらいたいと思います。

それと、来年度にも新しく直売所が建築されるんですけれども、先ほどちょっとお話ししましたですね、そのほかにはないですか。最後にこれを聞こうと思ったんですけれども、来年度の計画というか、直売所の。新しくできる直売所の概要というか——は特にないですか。先ほど報告しましたよね、この売り上げが幾らあったり、ほかであればお答えください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） ただいまご質問いただきました産直施設、まるごと西郷館につきましては、現在設計の委託をかけておまして設計中ということでございます。大きさにつきましては、今のところ約100坪、330平米くらいを予定しています。そのうちの売り場面積が170平米くらい、残りは事務所とあとバックヤードですね、出荷者の方が出荷ラベルを、バーコードシールを張ったりとか、そういったスペース、それと住民の皆さんが交流できるような椅子を置いて、ちょっとした食べ物を食べられるようなスペースを予定しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 加工所なんかはつくるんですか、それとトイレなんかも当然つくると思うんですけれども、そういった点も入っているんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） トイレにつきましては、その100坪の建物の中に男女トイレと多目的トイレを設置する予定です。今回の事業の中には、加工所は入っており

ません。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。では、次の質問に移りたいと思います。

次に、社会体育施設の整備についてお伺いいたします。

少子・高齢化がますます進んできている中、元気で長生き、寝たきりや介護にならないために、スポーツやレクリエーション、ウォーキングなどが推奨され、各地で盛んに行われております。村内でも多くの高齢者が中心となって行われているパークゴルフやグラウンドゴルフ、ゲートボールなどが主なものです。パークゴルフやグラウンドゴルフは、会員が約70から80名いると聞いております。90歳を過ぎてプレーをしている方々もたくさんいます。楽しみながら体を動かすことで、要介護にならずに健康で長生きできることが証明されております。高齢者の孤独を防ぎ、介護予防としてスポーツは重要な健康づくりです。健康寿命に延伸につながります。

福島県広報誌の「ゆめだより」の6月号に特集として載ってございましたけれども、「全国に誇れる健康長寿県を目指して」と題して掲載されてありました。その中身を見ると、福島県の健康寿命は男性が70.67%、全国41位ですね。女性が73.96歳、全国35位となっていました。また、この広報誌によると、メタボリックシンドローム該当者が全国ワースト2位、子どもの肥満がワースト1位、喫煙率ワースト1位、さらには運動習慣が減少していることが掲載されてました。

また、内堀知事の談話では、復興をさらに前に進め、活力ある福島をつくっていくためには、県民の皆さんが健康で元気に暮らしていけることが基本です。しかし、震災を機に健康指標が悪化しており、健康寿命が伸び悩むなど、県民の皆さんの健康を守る取り組みは喫緊の課題となっていると言っております。

団塊の世代が高齢化を迎え、急速に高齢化社会が進んでいます。認知症や要介護になる方も年々増えております。特別養護老人ホームに入所できない高齢者が増えてきております。なるべく介護を受けないで長生きしたいという、誰もが思っております。このような思いに行政としてどのようにかかわっていくのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 7番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

今お話あったように、高齢者の住民の皆さん、いろいろなスポーツ、グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボール等のスポーツに大変親しんでおり、今後もそういうことを続けて、いつまでも健康で生き生きと活動する、いわゆる佐藤村長が申しておりますピンピンキラリの村、そういうことをやっぱり今後も積極的に推進していかなければならないと思っております。

そこで、ご質問のスポーツ施設等につきましてですが、村では皆様のおかげによりまして西郷村村民屋内プールが平成29年1月に整備され、これによりまして冬期間とか雨の日などの運動もできるようになり、1年を通して運動することができるようになっております。さらに、プールは、水の中で動くことによって足腰への負担が少

なくて、そういう意味でリハビリにも大変適しているということで活用していただくことができいております。

この村民プールを拠点に、周辺のところでのウォーキング、ランニングなどをされている方もおりますし、さらに、体育館の機械を使ったり、あと村民プールのキッズルームにも機械等もありますので、そういうものを使って汗を流した後、プールでクールダウンをしたり、ジャグジーで疲れを癒したり、シャワーを浴びて帰ったりしていただいているということも可能になっております。

グラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボールの施設につきましては、現在ゲートボールは整備がありますけれども、パークゴルフ場につきましてはご存じのように社会福祉法人福島県社会福祉事業団の敷地内にある施設を利用させていただいており、今回また整備いただきましたので、そこを使わせていただいている状況です。また、グラウンドゴルフにつきましては、村民野球場のサブグラウンドとか、屋外のゲートボール場などの施設を使って利用していただいているところです。

今後、本当に高齢者が、先ほどの健康寿命というお話もありましたが、元気でいつまでもそういう動いて健康寿命が長くなるようにするためにも、そういう施設の整備充実につきましては、いろいろ予算等、資金等の面もありますが、検討を加えながら整備につきまして考えてまいりたいと思っているので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） いろいろまとめてお答えになっていただきましたけれども、プールのことでちょっとお聞きしますけれども、冬期間もずっと利用できるということで、大変泳ぐことは健康のためになるということは皆さんもご存じだと思いますけれども、じゃ、あそこまで老人の方が行けるのかと、足の確保はどのように考えているんですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 今のところ、利用者の各自の交通手段に任せているところではありますが、今後、公共交通網の整備等のいろいろな話題と申しますか——のお話もあるので、バス路線などの検討などもしていくことで、プールにそういう公共交通の手段を回すといえますか、そんなことも今後検討していく価値といえますか、必要があるかなと思っているところです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 結局は、せっかくいいものをつくっても利用する人が特定なそういったになってしまうと、いくら健康のためといっても、じゃ、そこに行く手段がなければそういったものが役に立たないといっちゃおかしいですけども、そういう状況になっちゃうんですよ。ご存じのように高齢者の車の事故が相当もう今あちこちで悲惨な事故が起きているのは知っていると思うんですけども、そういうところまでやっぱり配慮してあげないと、じゃ物はつくった、はい、どうぞ、行ける人だけ行ってください、これではちょっと行政の仕事じゃないのかなと思うんですよ。

先ほど、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、ゲートボール場ですか——のグラウンドがやっぱりちゃんとしたものがないんですよ、西郷は。パークゴルフにしたって、太陽の国の敷地を使って利用している。あそこはもともと平らなんで、本当のパークゴルフだと泉崎にありますけれども、起伏があって、あれが本当の公認されたパークゴルフ場なのかなと思うんですけれども、西郷だって山だってたくさんあるわけですから、やる気の問題なんですよ。

このグラウンドゴルフ場だって、毎回、何回もこれも言われているんですよ。多分やっている方からも言われていると思うんですけれども、結局サブグラウンドを使ったり、追原のゲートボール場ですかね、あそこを使ってやっているんです。本当に専門の場所がないのが西郷村の現実なんですよ。だから、本当にもう、やるやる、健康健康と騒いでいても、実際にはもうそういった施設関係とか整備がされていないのが現実なんです。だから、その辺、西郷村も健康寿命というか、延ばすために一生懸命頑張っていこうということは当然みんな同じ気持ちだと思うんですけれども、だって行政で手助けをしなかったらそういうのはできないんですよ、村民が、じゃやってみましょうと。でも、村民は一生懸命頑張っていますよ、太陽の国のパークゴルフだって自分たちで草刈ったり整備したりやっているわけですよ。グラウンドゴルフだってそうですよ。私、ゲートボールをやっていますけれども、あそこは全部今もうグラウンドゴルフに利用してもらって、私は隅のほうで静かにやっていますけれども。そういった状況なので、ぜひそういった整備を本当にやっていただきたいと思います。

あと、何度もこれは質問していることなので、わかっていることだと思いますけれども、何とんでもこれから団塊の世代でもう、先はもうどれだけ高齢者がいくか、介護を受ける人がたくさんもう出てくるわけですよ。介護施設だって、西郷村はそれなりに整備しないと、もう施設の待機者って相当いるわけですね、常に五、六十人はいるわけでしょう。これが、自分うちで面倒見るとなると大変なんですよ、これ。私も見てきましたけれども、認知症になると本当に誰かはもういなくちゃいけない。そういった形では、奨励金じゃないけれども、在宅で面倒見るやつは3万円とか出ているけれども、お金の問題じゃないし、これは。やっぱり健康で長生き、これが一番なんで、教育長は執行権というか、お金をはいと出せないでやれないでしょうけれども、村長、そこにいますから、ぜひそういった意味では西郷村も本当に、先ほど言ったように福島県がこういう状況なんですよ。

これ、健康推進課長、西郷の健康寿命、その辺わかりますか、何歳なのか。申しわけない、急に振って、わかんないんですよけれども、せっかく福島の出ているんで。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

手元に資料はございませんが、県の健康寿命よりは少し低いかなというふうに認識をいたしております。申しわけございません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 県の健康寿命が男性が70.67歳、女性が73.96歳、国よりも低い、本当にワースト1位ですね。いやいや困った問題ですね。これも村では本当に重要課題なのかなと思います。皆さん、担当課いろいろ事業大変だと思いますけれども、こういった、こういう時代にもうなっているんだと、高齢化社会になってきているんだと、これを本当に村長、ピンピンキラリのそういう政策を持ってやっているんだから、この村は、やっぱり設備なんかもしっかりして整えて、本当の意味で西郷村が健康寿命が延びるようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、6番南館かつえ君の一般質問を許します。6番南館かつえ君。

◇ 6 番 南館かつえ君

1. 観光行政について
2. 「心のケア」と今後の取り組みについて

○ 6 番（南館かつえ君） 通告の順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 点目といたしまして、観光行政についてお伺いいたします。

先の話ではありますけれども、平成 32 年に完成予定の雪割橋周辺について今後の方向性を伺います。看板や駐車場の場所、またトイレ改修、移動、そして体験ツアーなどを取り組んでいただきたいこと等を質問をさせていただきます。

まずはじめに、1 つ目として、甲子街道、国道 289 号線から雪割橋に入る案内看板が現在のはちょっと小さくて、車で走行しているときに見逃してしまいます。下郷町の看板のように大きいものにすることはできないのでしょうか。また、新しい橋が完成したら多くの観光客が来ます。四季折々の写真を入れて目立つように案内看板を設置すべきと思いますが、そのような考えがあるか、お伺いいたします。

○ 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 6 番南館議員の一般質問にお答えをいたします。

雪割橋周辺の完成に向けてのことを含めてですが、今、下部工が姿を見せてまいりました。それから、高さについても思ったより高いと、いわば由井ヶ原からおいでになる方がアップダウンが少なくなるといったことも含めて、早くできますようにということと急いでおります。

おただしの看板ですが、いっぱいちゃいがありますですね。どこかまとめろという声もあるのは事実でございます。下郷町の看板が川谷中学校の入り口の左にこっちから行くとありますが、あれも立派ですね。今、太陽に当たってもそんなに変色というか劣化しない印刷ができてまいりましたので、おただしのことをよく検討して、場所、あるいは国立公園、相談がありますので、いろんな中の一つとして考えてまいります。

○ 議長（白岩征治君） 6 番南館かつえ君。

○ 6 番（南館かつえ君） 下郷の看板を見ると、本当にすばらしくて行ってみたいと思うような気持ちになります。ぜひ、よいものをつくっていただきたいと思います。

それで、確認なんですけれども、上下線に看板は設置可能ですか、お伺いいたします。

○ 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 国立公園の部分と、それから道路管理者、あるいは先ほどの景観の問題とかいろいろありますので、インバウンドといいますか、場所を売るということになりますので、できる方向でいろいろ検討してまいります。

○ 議長（白岩征治君） 6 番南館かつえ君。

○ 6 番（南館かつえ君） よろしくお願ひします。

じゃ、2 つ目といたしまして、駐車場の場所はどのように考えているのか、また、現在の駐車場はどうするのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 現在は工事中で、ボックスカルバートができている手前に3,000平米があります。それから、雪割橋を渡りまして左側にも、あるいはカルミヤさんの向かい側ですね、上ってトイレといったところがあります。あの橋が今度移動して、そして現在の道路を突き抜けて北側に向かって、それから左折、由井ヶ原から下ってくる道路と直角に交わります。したがって、その周辺、墓地の移転もお願いして、大体できてきました。そのちょうど交点になる部分が村有地でございますので、今後どの程度の大きさにしていくか、あるいはトイレも含めて、現在のものは相当老朽化しておりますので、そういったものの移動とか、あるいはあのちょうど場所は保安林等の境もありますが、やっぱり那須連峰を眺めるに一番いいところだと昔から言われております。独古さんの石碑から直登した場合、あそこから上に画家がいっぱいおいでになるだろうというお話もありますので、景観あるいは仰角俯角いろいろなことからご意見、英知を重ねて、そして売り込む場所にしていきたい。

同時に、あの道路自体が鎌房林道を通じて、そして羽鳥湖のキー場に直結しているわけでありまして。かつては、那須から、あるいは東山温泉のルートといったことも想定したルートでもありますので、その先の道路との関係もあります。そういったことを踏まえまして、交流の拠点になり得る場所だろうと思っておりますので、そういったことも踏まえまして、いろいろ検討を加えてまいります。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 村有地がたくさんあるということで、何台も駐車場ができるかなと思います。

それで、普通車や大型バスも駐車すると思います。現在、何台ぐらい駐車ができる台数を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 面積が雪割橋を渡って左側の土地、4,300平米の土地を持っております。そこでというようになりますが、現在も今の駐車場、手前の3,000平米ですね、あそこにはとバスが来ております。それから、みずウオークのときもシャトルであそこを動かしております、やっぱり混雑の度合いとかあります。その辺を勘案した配置になっていくと思いますので、これまで展望台とかトイレを設置してはどうかとか、いろいろご意見がございます。これらも踏まえ、地元のご意見も伺いながらやっていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） その状況を見ながら、大型バスも入ってくると思いますので、回転しやすいような形にしていきたいと思っております。

3つ目といたしまして、トイレの改修工事と移動についてお伺いいたします。

現在のトイレは、少し古くて、においもきついです。新しい橋が完成すると、現在の橋よりは高くなり、不便になると思います。また、現在のトイレを利用する場合には改修工事が必要だと思っておりますし、また、1か所では足りないと思っておりますが、今後ど

のようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新たな駐車場の場所、展望できる場所と付随しまして、トイレの移動、必定でございます。現在のトイレは古くなっておりますので、撤去して、そして新たな場所に移動すると。そのときに、遊歩道との関係もございまして、場所等につきましましてはいろいろ検討いたしますが、やはりあの周辺といいますか、供用できますような一角に水洗式の、現在は汲み取りでなかなか手間取っておりますので、そういったものをつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 6 番南館かつえ君。

○6 番（南館かつえ君） 水洗式ということで、よかったですと思います。

また、トイレの個数としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 数等につきましては、入り込みの予測といったものがまだ完全ではございません。それと連動するものだろうというふうにも思っております。また、維持管理の面も踏まえまして、男子、女子、それから多目的ですね、高機能のトイレといったもの等を今考えているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3 時 0 6 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 3 時 0 7 分）

○議長（白岩征治君） 6 番南館かつえ君。

○6 番（南館かつえ君） 次に、4 つ目といたしまして、今後、雪割橋が完成したら観光客の気持ちとしては、橋だけでは魅力がない、もういいわとなってしまうのではないかと思います。そこで、年に何回か体験ツアー（イベント）を開催してはどうか提案したいと思います。

雪割橋、由井ヶ原でつくっているジャガイモはとてもおいしいです。観光客に来てもらい、いろいろな体験をしてもらってはどうか。例として、ジャガイモの種まき体験をする、収穫時期にはジャガイモ掘り、そして試食をしてもらう。また、トックリ芋、トロロ芋の収穫やムカゴの収穫、そして試食をしてもらう。これらは地元の方々に相談し、今から準備をしていく、そして募集もかけていく。また、由井ヶ原は標高が高いので景色もいいし、以前つくっていたレタスの栽培や収穫の体験をして、そして試食もしてもらう、このようなことが PR できれば、作付時期や収穫時期に観光客に何回も足を運んでもらえる、これらは継続してできるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 体験ツアー等につきましては、昨年度は雪割橋周辺の耕作地を利

用させていただきまして、幼稚園児80名のジャガイモ掘り体験、農業と観光を結びつけた試みといたしまして、講習を兼ねた関係者約30名が参加しトックリ芋掘りの体験が行われたところでございます。また、春、秋シーズンの土日には、ツーリズムにしごうによる雪割橋のガイドをはじめ、県南DC推進協議会の雪割橋をコースに入れたバスツアーを8回、延べ208名、そして民友新聞主催のみずウオーク6キロメートルの雪割橋コースという設定をしておりますが、なお、ご提言のことも踏まえまして、体験といったものがだんだん増えておりますので、ぜひ拡大してまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） もう既にやっているということで、まだまだ周知が徹底されていないのかなと思いますので、今後は範囲を広げて、雪割橋を渡ってからもその景色のいいところでぜひ体験をしていただくように、よろしく願いいたします。

先ほど、体験イベントの提案をさせていただきましたが、場所がない場合には、体験コーナーとして活用できるようにイベント広場をつくる、また、夕涼みもできるように屋根をつけて、水道も引き、料理ができるように、そしてテーブルやベンチを置きピクニック気分足を運んでもらう、このようなイベント広場があれば観光客ものんびりと過ごせるのではないかと思います、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） イベント広場のご提言、まことにそのとおりの部分だと思っておりますので、いろいろ検討させていただきます。やはり、那須甲子青少年自然の家、最高年間16万人来ております。そこでの自然体験の目玉は、夜空の星眺めとか、それからテントでの夜間といいますか、1泊ですね。要するに自然に入っていくといったことを求めてということがあります。その場所もいろいろ移動されたり、もちろん場内ばかりではありませんので、その中に雪割橋と由井ヶ原についてのいろんなご提言がございます。やはり、広大な土地、そして大自然、あるいは山河と星空のことについてはなかなか東京では、あるいは関東ではできないということがございますので、その中の意見もあつたりします。ぜひ、人が日光国立公園の雪割橋周辺と行ったことが心に残るようなイベント、あるいはそういったことができる施設といったものを、このインバウンドも含めてまずは村民あるいは福島県の県南、そういった人が集まる、いわば白河藩の奥座敷、ここにできるといったような方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 自然の家のほうでもいろいろやってくれているということなので、今後もよろしく願いいたします。

あと、先日、テレビである農家さんの畑を使い、親子でトロロ芋の作付をしていました。子どもたちは泥んこになりながら土いじりをしていました。そして、収穫した野菜を使ってカレーライスをつくり、おいしそうに食べていました。親子で楽しめることはとても大事なことだと思いました。西郷村でも、自分たちが種をまいたジャガ

イモはどのように育っているのか、とても興味もあると思いますので、その様子をネットに公開して見てもらう、また、そろそろ芋掘りの時期ですよと伝えて交流していく、夢のような話かもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、再度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 子どもが素直に育つのかと、それから道徳観念とそれから正義感が強くなるのかというのは、文部科学省で那須甲子青少年自然の家とずっと研究の成果として出ております。やはり自然、土、それから自然の摂理、こういったものが人間の成長にとって絶対のもの、どうにもならないもの、手に負えないもの、人間は小さな生物といったことまで思いをいたすような、やはり体験といったものが成長については非常に大事なことだというふうに言われております。

特にまた、食としての今の作付から収穫までの天候との関係とかいろいろあって、愛情との関係もまた出てきましたですね。そういったことを含めると、教育上も非常に魅力的な大切な点でございますので、よくご提言のことを踏まえまして対応してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 一遍には難しいと思いますので、できるところから徐々に取り組みでいただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

では、次の質問に入ります。

2点目として、「心のケア」の今後の取り組みについてですが、心のケアについてお伺いいたします。

東日本大震災から6年3か月が過ぎました。被災した子どもたちが、情緒不安定になったり、不登校になるケースが相次いでいるそうです。専門家は、子どもの心のケアと親へのサポートが欠かせないと、そのための体制が不十分だと言わざるを得ませんと言われております。特に福島県は、放射能の影響でやむなく自宅を離れ、子どもたちは友達と離れ離れになり、転校先でいじめに遭い、6年たっても心の安らぎはありません。引き続き、しっかりとした体制づくりが必要です。西郷村でも同様だと思います。

先々月でしたが、4月23日日曜日、特別委員会で新潟県の五頭連峰少年自然の家で開催していた、いのちキラキラ希望の風フェスタの視察研修に参加させていただきました。そこで感じたことは、参加していた子どもたちは伸び伸びとしていて楽しく過ごしていました。保護者の方々も、子どもたちを見守りながら、親同士が話し合いをし、またドクターに相談したりしていて、とてもいい雰囲気でした。いろいろ専門家の方々が、大丈夫だから心配ないと言っていますが、でも、実際6年以上たってもまだ不安に思っているご家族はいるとつくづくと思いました。このような人たちのために、このフェスタがあるのではないかと改めて感じました。

今回11回目を迎えるということで、関係者の方々には感謝の気持ちでいっぱいになりました。初めてのことなので先が見えない部分もあります。西郷村としても、サ

ポートは大事なことです。

そこで、震災後、原発が爆発して以来、西郷村でもさまざまな取り組みをしてきたと思います。そんな中でも、心のケアとして取り組んできたことをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 6番南館かつえ議員の質問にお答えします。

児童・生徒の心身の健康に大きな影響を与えた東日本大震災後ですが、本村の各学校においては、やっぱり心のケアを第一と考えて、その充実に力を入れてきました。まず、子どもたち、児童・生徒にとって最も近い存在は学級担任であります。その学級担任が日常の健康観察、小学校では朝の会などに行いますが、そういう健康観察を丁寧に行うとともに、心身に問題を抱える児童・生徒とかかわる機会の多い、学校では養護教諭の存在が大変大きいと思います。さらには、生徒指導主事という役目の先生もおりますが、そういうそれぞれの立場の教職員を中心に教職員が連携できる体制を整備して、心のケアに努めるとともに問題傾向などに対する早期発見に努め、とにかく子どもに心に耳を傾けるといいますか、そういった心がけを大事にした教育相談等を積極的に行ってまいりました。

個に応じたやはりきめ細かな対応と支援が大変大事だということで、担任それから養護教諭、生徒指導主事などの連携、それから学校全体としてそういうことに取り組んできました。さらには、いわゆる心の専門家と言われる児童・生徒の悩みや不安を受けとめて相談に当たったり必要な支援を行うスクールカウンセラーですね、スクールカウンセラーを村内3つの中学校と熊倉小学校、小田倉小学校にそれぞれ別な人を配置して、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけたり、学校、家庭、地域の関係機関をつないだり、その悩みを抱えている問題解決に向けて取り組んだりしておりますが、さらには特に家庭との連携ということで、専門的な立場にありますスクールソーシャルワーカーという方を教育委員会に配置をして、子どもたちはもちろんですけども、保護者や教職員の抱える多様な悩みや相談にも対応できるようにしてまいりました。

スクールカウンセラーにつきましては、米小学校、羽太小学校、川谷小学校についても、それぞれの中学校区の中で中学校に配置しているスクールカウンセラーがカバーしているということでの活用をしているところです。

○議長（白岩征治君） ここでおはかりいたします。

今、6番南館かつえ君の一般質問の途中であります。あと時間が何分もかからないと思いますので、このまま続行したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なければ、このまま続行いたします。

6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 申しわけありません、延長して。

いろいろと取り組んでいただけることがわかりました。先ほども言いましたが、初めてのことなので担当課の苦労や村民からの苦情、ご意見も聞きながらの対応には大

変だったと思います。そこで、今後も心のケアとして継続して取り組んでいくことはありますか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 震災から6年たったとはいいましても、やはり全ての子どもたちや特に保護者の方の中にはまだまだやっぱり不安を抱えている方もいらっしゃると思います。そういうわけで今後も、また今もやっておりますが、給食食材の放射性物質検査とかそれから校地の放射線量の測定は今も続けております。それから、これからプールのシーズンに入ってきますが、学校プールの利用に関する際のやはり放射線量の測定などは、これまでの方法に従ってやはりやっていく、そういうことも大事にしていきたいと思っております。

また、現在のところ、村としては現状としては震災等の影響等での心の問題で不登校になっているという状況はないんですが、やはりこれまでの大きな災害の後の経緯を見ますと、いろいろな問題もこれからまた発生するという時期といえますか、そういう期間でもあるという指摘もありますので、議員おただしのように、これからもやはり子どもたちにとって安全・安心できる学校づくりにつきまして、いろいろなご指導をいただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） このような体験や取り組みは、今後必ず役に立ってくると思います。先ほどもお話しした、いのちキラキラ希望の風フェスタということで視察研修に参加させていただいたんですが、多分生涯学習課になると思いますが、こういう取り組みもぜひ今後も続けていただきたいと思います。

今いろいろお話ししてくれたことは、本当にこれから日本には原発がたくさんあります。福島県のようなことが日本のどこかでいつ起きるかわかりません。そのときに、いい悪いは別にしても、西郷村はこのように対応しましたと残していかななくてはならないと思います。

そこで、2つ目といたしまして、今までの行動や避難者の受け入れ、放射能の説明会や勉強会、また研修会や講演会など、また子どもたちへの対応、特に甲状腺検査やガラスバッジ、やむなく避難をしなくてはならない状況になって避難した家族の対応や保護者への対応、また村民への対応、ホールボディカウンターや先ほども出ました食品の放射性物質検査、また国・県への要望、東電への要望、また村負担、県負担、国負担、そして反省点等々いろいろあると思います。こういうことを、口頭で伝えることも大切なんですけど、書き残すことも大事ではないでしょうか。

そこで、このような出来事を小冊子にして残すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

3・11ばかりじゃなくて、8・27のときも、10年をめどに冊子をつくってお

りますので、今回もそういった総合的なもの、小冊子では済まないと思うので、調査をかけまして、10年目には発行できるような形を整えてまいろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 10年後、その15年後、その先も継続して残してはいかなくてはならないものだと思います。また、防災のほうでは冊子にして各家庭に配布していただいております。今後は、先ほど小冊子としてと言ひましたが、今後30年先、それ以降、紙の時代ではなくなったときには時代に合ったものを利用して引き継いでいく、将来の子どもたちのために村としての対応を伝えていく、残していく、大変な作業かもしれませんが、大事なことです。しっかりとした体制づくりをし、取り組んでいただきたいと思いますので、いかがでしょうか、最後にお伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

そのような形で検討して進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君。

○6番（南館かつえ君） 10年後にはできるということなので、その間に生きて、しっかりと確かめていきたいと思ひます。

子どもたちのためにというふうなことでお話ししましたけれども、この前あるお母さんからお話を聞いたときに、西郷村に住んでよかったですかというお話をしたら、すごくよかったですと、どういう点がよかったんですかと聞いたら、西郷村の対応がいい、子どもを育てやすいというお話を伺ひました。それはどういうところですかとお話を聞いたら、すぐに子ども運動広場ですね、「キッズランドにしごう」をつくってくれた、また屋内プールも1年間使えるものをつくってくれたという、そのお母さんからそういうお話を伺ひました。とても大事なことだなとすごく感じました。今後も、子どもたちのためにしっかりと体制づくりをしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 先ほど10年後ということですが、発生から10年後ということで、それで現在6年半ですので、ここ2年くらいの間には一応体制を整えて、10年目には発行できればと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番（南館かつえ君） よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 6番南館かつえ君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月16日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午後 3 時 2 9 分)